

明治四十三年七月

史學
研究會
講演集
第三冊

東京
合資
會社
富山房發行

史學研究會講演集第三冊



目次

哲學の問題……………文學博士 桑木嚴翼……………一頁

國語史上の一疑問……………文學博士 新村出……………三

東國方言沿革考

古姜里城出土龜骨の説明……………富岡謙藏……………三七

我國に傳はれる波斯文に就て……………

……………文學士 羽田亨……………四九

馬場正通の生涯及其の著書……………

……………文學博士 内田銀藏……………二六七

附錄 造幣策(馬場正通遺稿)

雜錄

京都沿革に就きていふ話……………田中勘兵衛…二七
 本會記事……………二八三

挿圖目次

口 繪 古姜里城出土牛骨……………對頁
 第一圖 古姜里城出土龜骨及同背……………二六
 第二圖 日本卜用龜骨及鹿骨……………二六
 第三圖 波斯文文書……………四
 第四圖 馬場正通書翰(其一)……………二六
 第五圖 馬場正通書翰(其二)……………二六

馬場正通書翰

(其の一)

馬場正通書翰 (其の二)

此の書翰は文長きを以て其の首尾のみを掲げ
中部を省略せり

馬場正通の生涯及其の著書

内田 銀藏

要目

此の講演を試るに至りたる來歴——明治四十一年滋賀縣高島郡に於ける藤樹、常省兩先生祭典——其の折の遺物展覽會に馬場正通の遺著等も併せて陳列しありしこと——正通の通稱及字——其の傳記の材料——其の出生地——萬木村——「萬木雜稿」——其の生年——正通は近藤守重と粗、同時代の人——佐藤一齋は正通より八歳の年長なりしこと

正通江戸に出で、學ぶ——其の師爽鳩先生——鷹見爽鳩の孫なる鷹見星阜——星阜と波邊華山との關係——星阜と佐藤一齋との關係——星阜の人物、性行、及學問——星阜も正通も同じく其の志經世に在りしこと——爽鳩とは鷹のことにて、星阜は鷹見又は略して鷹といはん代りに爽鳩と書したりと思はるゝこと

正通爽鳩先生の縁にて佐藤一齋と相知る——送藤大道之長崎序——正通の歿する

や星臯墓文を作り一齋銘を撰す

正通蝦夷に往く——蝦夷山中の作——久寧至里(國後)島に至り、アトイヤ迄行く——江戸に歸る

中川忠英に仕ふ——中川忠英と清俗紀聞——忠英藏書に富む——正通其の書物預りを勤む——中川公の爲めに序文など代筆す——志を得ずして去る

更に羽太正養に仕ふ——頗る正養の知遇を受く——正養に従ひ再び蝦夷に赴く——彼の地にて學舎を設け、徒を集めて教授す——不幸病に罹り江戸に歸り終に起たす——早世眞に惜むべし——江戸駒込榮松院に葬る——墓碣銘——現存の墓碑

北邊の警——ベニオフスキ——林子平——幕吏の蝦夷地視察——本多利明と最上徳内——アダム、ラツクスマン——寛政十年渡邊、大河内、三橋等の巡見——近藤守重——松平忠明——石川忠房、羽太正養——東蝦夷の土地——戸川安論、羽太正養の兩人箱館奉行に任ぜらる

經營の大方針——寛政十一年正月十六日の塗書——開國の御趣意といふこと——同年二月の蝦夷地御用大意——土人を撫育し、之を心服せしめ、之を日本化せんとの企圖——かゝる方針を採りたる理由——松前の弊政を一洗する必要ありと認めたること——露人に對抗する方法として我も撫育を専らにし、人心の一致を計るを要すとしたること

當時施設せられたることの二三——御用船を造りしこと——堀田仁助の天度測定、

航路調査——伊能忠敬の蝦夷地測量——高田屋嘉兵衛をして擇捉への大船往來を開始せしめしこと——箱館に船の作事場を設けしこと——新田開發を試みしこと——漢の高祖の三章に倣ひて三ヶ條の法を定めしこと——町醫師を江戸より雇聘せしこと——シヤマニの新道を開きしこと——蝦夷地に鐵錢を行ふべきか、或は紙幣を通用せしむべきかについての評議——「休明光記」の記事

正通の「造幣策」——其の論旨の概要——紙幣發行を不可とす——元の劉秉忠の説につきての評——鐵錢發行をも不可とす——實貨の價值、名目に相應する貨幣を作るべしとす——良質の銅を以て錢を鑄るべしとのこと——金銀銅の錢を並び行ふべきことに就きて露西亞の例を引く——蝦夷地にて盛に鑛業を興し、採出せる金銀銅を以て貨幣鑄造の原料とすべしとの説——金銀蝦夷地より海外へ流出せんと懸念は杞憂なるべしとの論

錢の形式につきての正通の提案——天圓、地亦圓——故に錢は孔方とせず、孔圓なるべしとの説——錢の模様には馬と龜とを用ふべしとの案——錢の名稱に就きての意見——蝦夷通寶——柔遠通寶——綏撫通寶——日高通寶——正通の議論奇警にして粗放ならず、頗る老成の風あること——當時蝦夷地にて特別の錢を製作行用することとは實行を見ずして止みしこと——安政の箱館通寶

「邊策發藤」——「邊策私辨」との比較——「邊策發藤」は「邊策私辨」の最初の草稿なるべきこと——中井履軒の説に對する駁論——鴉と鴉との譬喩——海軍の必要——敵に海上

權を制せられては忽ち困弊に陥るべきこと——上國の米穀半は蝦夷地より産出すといふべしとの説——「北風や日本の火よけ蝦夷が島」——此の類の見解に對する反駁——正通の他の著書

正通の書簡——それに見えたる種々なる事實——當時の箱館の有様——敦賀より海路蝦夷地への交通が割合に容易なりしこと——江州人が多く蝦夷地に往き居りしこと

所感——世人より忘れられたる先覺者——機運の養成者——我邦最近五十年の發達は外よりの刺戟にのみよるに非ず——外來文化に對する國民の適當なる感受性——先覺者の指導——無名の功勞者に對する感謝

附 錄

造幣策

(馬場正通遺稿)

馬場正通の生涯及其の著書

内 田 銀 藏

本篇は明治四十二年十月三十一日史學研究會例會に於て「馬場正通の造幣策に就きて」と題し試みたる講演の筆記を基礎とし、之に増補訂正を加へたるものなり。

明治四十一年の六月、滋賀縣高島郡に於て中江藤樹先生の贈位奉告祭、及先生の三男なる常省先生の二百年祭が同時に行はれまして、私も江州大溝町へ參り、それより青柳村大字上小川にある藤樹書院に至り、玉林寺の側にある兩先生の墓に詣で、又青柳小學校に於ける遺物展覽會を見ました。¹ 然るに

其の展覽會陳列品中、今日御話致す馬場正通に關係のものが多少出て居りましたのであります。是れは他の陳列品とは異なる故に、私は何故に此處に之を陳列したのであるかと問ひましたところ、其の答に、此の正通は藤樹先生の隣村に生れた人であるが、是迄餘り世間に其の名が知られて居らぬ故、今回を好機として其の遺著等を陳列し、世の人に示さんとしたのであるといふことであります。私は不圖之に目を留めて見ますと、其の中に『造幣策』といふがありましたから、手に取て之を繙くと面白いことが書いてあるやうに思つた。依て其の後、高島郡役所の手を経て、此の『造幣策』及其の他馬場正通に關する書類を京都帝國大學文科大學へ一時借り受けて研究することに致したのであります。而して今日は其の取調

の結果の大略を申し上げやうと思ふのである。但私の試みた研究は、色々の點に於て尙ほ頗る不十分な處のあるを免れませぬから、御氣附のこととあらば、御知らせ下され、誤れる所は之を正されんことを希ふ次第であります。

1 明治四十一年六月二十三、二十四の兩日青柳小學校に於て開催せられた藤樹、常省兩先生遺物展覽會には、藤樹書院に所藏のもの及滋賀縣下に存するもののみならず、他府縣に在るものも亦出陳せられた。それらの遺物の多くの寫眞は、明治四十二年三月藤樹書院で發行せられた『藤樹先生贈位奉告祭常省先生二百年祭記念帖』の中に載せてある。

馬場正通は字を子成といひました。通稱は源二郎、後に右源次と改め、最後には寛藏と申したのである。此の人の事蹟につきては、私の寡聞なる世間に流布して居る書物に於ては、未だ其の記事を見出すことが出来ませんでした。其の傳記

の材料として私が重もに利用することを得たのは、只其の家に傳つた墓碣銘の寫『萬木雜稿』と申して正通が江戸に居るときに自から纏めて置きました詩文集、並に正通が其の郷里へ送つた書簡數通位に過ぎないのであります、此等は何れも皆高島郡青柳村馬場三郎助氏方に残つて居つて只今申した如く、藤樹先生記念展覽會へ出陳せられたものである。今専らそれ等の材料に據り、正通は如何なる人であつたかをざつと申述べて見ませう。

其の生れた地は近江國高島郡萬木村である、是れが其の詩文集を『萬木雜稿』と名づけた所以だと思ひます。高島郡は西近江の中でも北に寄つた部分で、若狹に隣して居る、而して萬木村は大溝町よりは遠からず、藤樹書院の在る小川村に接近

せる處であります。今この萬木村は小川村と同じく青柳村の中に入りて居ることである。萬木には東萬木と西萬木とがありましたが、正通の家は東萬木村の方であつたのであります。(今現存する正通の墓碑に、江州高嶋東万氣村馬場寛藏と刻してある、東万氣は即ち東萬木であつて、音の相通ずる所から、萬木の代りに万氣と書いたものであらう²。)

・ 2 正通の墓碑は後に精しく述ぶる如く、東京市本郷區駒込蓬萊町榮松院に在るのを文學士上原益藏氏が、予の爲めに特に搜索して發見せられたのである。

其の生れた年は安永九年(西曆一七八〇年)でありませす、されば正通は近藤守重など、粗同時代である。守重は明和八年(西曆一七七一)生れである故に正通よりは九歳の年長者で御座りませす。

す。此の二人は相知つて居つたかどうか、まだ能く分かりませぬが、正通の髓かに知り合ひであつた人々の中にて、名高い人には佐藤一齋があります。一齋は安政六年西暦一八二九に八十八歳で歿しましたから、これより逆算致しますと、其の生れた年は西暦一七七二年即ち安永元年である。一齋は正通より八歳の年長者であつたのであります。

正通は家貧であつたが、幼時より學問が好きでありました。『萬木雜稿』には、余幼而志學、結髮事大溝侯とあります。十八歳の時、即ち寛政九年西暦一七九七に江戸へ參つた。是れは大溝侯に仕へて居つた時である。其の翌年十九歳で一旦國へ歸つたけれども、志游學に在り、係累を屑とせず、病を以て辭し去り、また江戸に

參つて學問に従事しました。江戸では如何なる先生に就いたかといふと、爽鳩先生に就いて數年勉學したのであります。此の爽鳩先生といふのは、鷹見爽鳩の孫なる鷹見星臯のことであると考へます。前の爽鳩、即ち星臯の祖父なる人は、名は正長字子方、通稱三郎兵衛、參河の田原侯に仕へ其の家老となつた人である、此人は荻生徂徠に就き學問をした人であつて、初めは詩なども好んで作つたが後には經濟の學に意を留め、傍ら法律刑名に及び和漢に亘り博く通じて居つたといふ事であり、又其の抱負を實際に行つて治績大に見るべきものがありました。田原藩の法制は多く此の人の意見に基いて出來たと申します。徂徠は自分の門人中經濟に長ずる人として、此の人と三浦竹溪とを擧げたといふことである。されど

此の鷹見爽鳩は享保二十年に歿した人で、馬場正通とは時代が違ふ、正通の師事したのは其の孫の星臯先生であると思ひます。星臯名は定允、字は子允と申しました。矢張り田原侯に仕へ其の老職になつた人である。此の人には彼の渡邊華山も幼時從學し世話になつたので、華山の號も此の人が附けたのだと申します。佐藤一齋も初め其の門に出入して教を受け、爾來、一齋は星臯と最も善く知り合ひであつた。それ故に星臯の歿するや、一齋は其の墓碣銘を作つたことである。其の文は、愛日樓文の中に載せてあります⁴。

3 星臯先生の事を渡邊華山も爽鳩先生と稱して居る。而して華山は自ら其の幼時繪畫を學びたる次第を叙して「右畫事少々、内食と相成稽古出來候も前爽鳩先生の恩澤に御座候」と申して居る事であります。清宮秀堅の

『雲烟略傳』載する所、華山渡邊先生年譜を初めとし、華山の事を書いた諸書を見るに、皆華山の父定通及華山が何れも星阜に就いて學んだ事を記してある。『文明東漸史』二一五頁以下には、華山に最も親炙せる三宅片鐵が作つた華山先生略傳補を載せてあるが、それには、先生華山の號は鷹見爽鳩授くる所なりと見えて居ります。

4 鷹見星阜は文化八年(西曆一八一一年)に六十一歳で歿しました。其の墓碣銘の文は、愛日樓文二の中に載せてあります。又愛日樓詩の中には星阜に關するものが數首あつて、それらは何れも星阜と一齋との關係を徵する資に供すべきものである。參考の爲め茲に擧げて置きませう。

春季寄訊星阜子客太原

風雨花將盡、蕭條松下廬、浮雲勞陟彼、芳艸嘆歸歎、養病禽爲戲、懷人鯉付書、春深多意緒、旅况竟何如、星阜園中有小樹名松下廬、

太原室老星阜先生新居落成、余賦古調一章、以致頌禱之意、

星之阜、阜何高、上窺乾象、下瞰雲濤、大夫善賦、俯仰纂纘、庶幾其黼黻君德、而不獨

續風騷也、然後屢不傾、棟不撓、永言翔以翺、

傷星阜先生二律

廿載會同陶穎盟、一朝厭世去騎鯨、立身清白風雙袖、貽子汗青金幾籙、天桂香殘

華甲子、星阜光暗玉精英、謬知謾受遺言託、泣把詩篇細訂評、

先生以六十一歲歿、實爲文化辛未之冬、

居恒柱搭一囊、每詩成輒投、臨歿囑余整頓成編、故云、

花有春風生有涯、斷腸忍讀是君詩、塵途終負青山約、心迹唯餘白髮知、三黜大夫

同一揆、七哀公子竟何之、拾收遺事碑堪勒、賸使中郎無愧辭、

先生有句云、風光如許、唯須醉、花有春風生有

涯、蓋係辛未春日作、孤子又見囑碑、故云、

『華山研究』の著者土井禮氏の厚意によりて鷹見氏後裔の家に藏する『爽鳩

家譜』といふものゝ寫を見ることを得た。是れは表書に允千秋後、以此家譜、托

佐藤大道、可請銘とあつて、家譜とはいへど星阜が生前に自からの經歷を記し

て置いた一種の年譜ともいふべきものである。彼れは之を以て其の死後墓

銘を佐藤一齋に請ふときの資料にせよと遺命したものと見える。之に據る

に彼れは初め南宮大湫に従つて學び、又澁井大室に就て教を受け、細井平洲に

父事したのである。彼れ一たび田原の老職に任せられしが、安永七年其の弟の罪に座して嚴譴を蒙り、隠退して四谷に居り、子弟を教授す、後に二番町に徙つた、寛政六年罪を宥され、復た老職となる、其の後も二番町の家塾は之を繼續して居つたと見える。其の著書に就いては右の『爽鳩家譜』に所著翠竹園吟稿二卷、大室先生序之、詩經纂註十卷、文集三卷、春秋私說三卷、寛政甲寅年正月十日、羅子火、皆烏有、と記してある。

鷹見星臯は門人を世話し後進を引き立てるに誠に深切でありました。一齋の作つた墓碣銘にも、至於愛人才、趨緩急、若聲色疾痛然、蓋性也、と記してある。其の學問は訓詁章句を屑とせず、志は經世にあつたのであります。正通は此の人に從學して餘程手厚き世話になつたやうである。而して正通の學問は亦詞章記誦を屑とせず、志經世にありしにて、つまり當時所謂經濟の學に専ら意を留めたのであります。是れは正

通の氣象自から然らしめし事でもありませんが、或る程度まではまた師の感化を受け、其の學風を承け繼いだ事であらうと思はれます。

餘談ではありますが、祖父の正長が既に爽鳩と號したのに、定允即ち星臯がまた何故に爽鳩允などと自ら記し、時人彼の事を普通に爽鳩先生と呼んだのであらうか、是れに就ては私はまだ別に其の事を明らかに辨じたものを見ませぬが、元來鷹見は本姓を金澤と申したのを其の祖先が鷹を捕へて家康に獻じ、それによつて鷹見の姓を賜はつたといふ事であつて、而して爽鳩といふのは鷹の事である。⁵ されば祖父の正長は自分の姓より思い附いて爽鳩子と號した事と察せられ、また星臯は鷹見といふかはりに自から爽鳩と書き、其の門人等は

彼の事を鷹見先生といふかはりに爽鳩先生と稱へたものと思はるるのである。

5 『左傳』昭公十七年の條に爽鳩氏可寇也とあつて、其の註に爽鳩鷹也と見えて居る。

荻生徂徠の『論語辨』といふものを見たるに、其の卷首に題徂翁辨論語首といふ文があつて、其の文の末に寛政改元之秋八月、東都星臯爽鳩允と署してあります。此の場合に於ては爽鳩は明かに鷹見といふ姓の代りに用ひられて居る。

さて正通は星臯に就いて學んだ關係から佐藤一齋と相知るに至りました。此の事は『萬木雜稿』に『送滕大道之長碯序』といふ文があるによつて能く分ります。其の文中に滕大道は博學なること、及自分は、爽鳩先生の舊盟を以つて敢て交を納

るゝ事を得たりなどゝ書いてある。膝大道とは一齋の事で、是れは寛政十二庚申の年に一齋が長崎へ行く時に正通が作ったもの⁶と見えます。此時に正通は二十一歳、一齋はそれより八歳年長なる故、二十九歳であります。後に正通は其の臨終に遺言して墓文を鷹見先生と佐藤一齋とに託して居りますから、一齋との交際は生涯引續いて居つた事と察せられます。

6 『萬木雜稿』に見えて居る送序の文を參考の爲め茲に記して置きませう。即ち左の如くである。

送膝大道之長碕序

夫農夫之耕也、種之耨之、而後培之壅之、則嘉穀可得而食矣、我於斯文亦然、業已學之後、以時習之、則孰憂不成、唯在勉強不已焉耳、或曰、古今人不相及、非直古今、亦有夏夷之異、昔者我通使於中國也、薦紳之徒、咸得從行、彼文物聲名、及凡百技藝、皆學

而歸焉、是以如彼其選也、中古以來不得往學、故斯文終以不振、雖有豪傑之士出、猶遼東豕也、何足以稱耶、余曰、其然豈其然乎、往者學於中國者、蓋亦不過斲木爲耜、揉木爲耒焉耳、今也闡闡六經、道路子史、可謂耒耨之利已得焉、我沃饒之地、豈不耕而可得嘉穀耶、亦唯在其人矣、自國家始興、昇平二百年、褒崇經術、潤色鴻業、阻深闡忽、得輝於光明、鉅儒碩師出其間者、比々相望、雖舌未免於缺、言則能夏、豈直薦紳先生能之、即耦耕息販、負擔之徒、亦或斐然成章、我豕之頭白者已多矣、彼生於諸馮、卒於畢郢、亦非夷耶、先聖猶然、何夏夷之有、唯在耕而得嘉穀也、余持之言久矣、有滕大道者、博學而詳敏、所謂耕而得嘉穀者也、以我爽鳩先生之舊盟、得敢納交、今茲庚申夏、清人錢宇文、劉雲臺輩、航于長碕、大道之之長碕、以筆代舌、欲親觀中國之人文、以試其學也、嗚呼壯哉、意當有播芳於中國焉、又可以見余言之必効乎、因不顧不似、敢錄前言、爲贈云。

愛日樓詩の中には此の寛政十二年に於ける一齋の長崎行に就いて参照とすべき詩がある。即ち瓊浦客中寄三谷恂甫、竝に崎嶇清遠閣書似錢宇文といふ詩などがそれである。

正通が辛酉東都新年作即ち享和元年の春江戸で作つた詩に、年々空送異郷春といふ句があつて、彼は此の時既に江戸に在る事三年、時に客愁に勝へざる事もあつたであらうが、故郷に歸らうとはせず、更に蝦夷行を思ひ立ちました。『萬木雜稿』の中には其の出發に際して詠んだ詩が二首ある、又題「住橋望筑波峯、雨中發小山驛」等の詩があるによつて、其の行旅の事が彷彿として察せられます。彼れが江戸を發したのは、享和元年二月であつて、三月の末南部佐井の港に至り、此所にて五日箱館に到着したのである。彼れは四月二日の手紙を以て其の事を國許へ報じて居ります。

それより進んで彼れは内地に入りて探檢に従事した。其の間に詠んだものと思はるゝ蝦夷山中作といふのが二首ある。其の中の一首を録せば左の如くである。

昨浮南部海、今陟北毛山、天涯道無限、不知何日還。

正通の此の行たる、墓碣銘には從朝士湯淺君於蝦夷とあり、又彼れが此の年十月十一日國許へ送つた手紙には「中々公儀御用に從ひ罷下り候事故、少しも危き通行は御座なき事に候」と見えて居る。而して『萬木雜稿』載する所、東北夷史料跋によれば、彼れは海を渡りて久寧至里(國後)島に至り、其の東北端なる亞登伊亞(跡彌)迄慥に行いた様である。東北夷史料跋は彼れが此の年六月に亞登伊亞で書いたものである。さて正通は旅中無事で視察を濟ませ、此の年十月十日に江戸に歸着し

ましたが、此の旅行によつて彼れは頗る見聞を廣め、一通り蝦夷地の事情に通ずるやうになつた事と思はれます。

7 『萬木雜稿』辛酉東都新年作の次に別意二首を載す、即ち左の如し。

三歳東都客、春色一心悲、更縮河邊柳、雙淚長於絲。

何處無天地、天地即我居、誰知南圖島、今爲北溟魚。

8 朝士湯淺君といふは、羽太正養の部下なる御徒目附湯淺三右衛門のことであると思はれる。『休明光記』卷三、松平忠明、石川忠房、羽太正養、蝦夷地巡行之事の條に、正養享和元酉年二月出立、蝦夷地へ向へることを記し、其の續きに「正養手附には、御徒目附湯淺三右衛門、御小人目附大林久米右衛門也」と見えて居ります。而して此の年正養の一行の旅程は、三月廿八日南部佐井湊に着、三日風待して四月朔日箱館へ渡海、同廿日迄同所滞在、それより諸所巡行、遂にクナシリ島に至り、六月十六日にはアトイヤ着、七月十三日迄同所逗留、それより歸途に就き、九月五日箱館へ歸着、同九日迄同所逗留、十日箱館を發し、松前に至り一通り見分し、同十六日三廐に渡海し、十月十一日を以て歸府したとのとで

ある。正通の旅程を之と相對照するに、大體極めて能く符合する。されば彼れは湯淺三右衛門に隨從して羽太正養の一行に加はり蝦夷地を視察したものと考定して先づ誤なからうと思ふ。

蝦夷より還りて後、度支官中川公に仕ふと墓碣銘に見えて居る。是れは多分享和二年四月のことと思はれる。正通は翌五月十一日付の手紙〇年は記してなけれど、暫く享和二年と假定す。を以て其の事を國許へ報じて居ります。度支官中川公といふのは、即ち勘定奉行中川飛彈守の事で、當時關東郡代をも兼ねて居つた人であります。飛彈守名は忠英、是れより先き長崎奉行たりし時に、譯司等に命じ、清商に就きて其の國俗を詢はしめ、近藤守重等をして之を纂輯せしめ、自らも取捨點定する所あり、江戸に還るの後、寛政十一年(西曆一七九九年)に『清俗紀聞』十三卷として世

に公にした人である。此の人のことを林述齋も天資高朗、夙耽墳籍と申して居りますが、彼れが學問を好み、多く和漢の書を藏して居つたことは、正通の手紙にも見えて居ります。正通は近習並といふことで其の書物預りを勤むることになつた。又此の前後忠英の爲めに序文の代作などもやつたやうである。『萬木雜稿』の中には書畫本大閣記後代中川公和漢年鑑序同上などいふ文が載つて居ります。忠英の藏書に富むと前に述ぶるが如くであつて、而して正通は其の書物預りといふことで勤仕したのであるから割合に暇もあり、讀書も充分に出来るといつて喜んだ。又忠英は役柄といひ、勢力のあつたことなれば、正通は此の人に仕へた上は行く／＼身を立て、志を當世に行ふことも出来るだらうと期待したのであります。¹⁰

さり乍ら其の希望は遂げられませんでした。初めは上首尾で餘程好望であつたやうだが、幾もなくして志を得ずして仕を辭することになつた。かやうにして折角の青雲の志も挫折したのである。

9 『萬木雜稿』は、其の首に題せる詞に據れば正通蝦夷より歸りて後、また暫く星阜先生の家塾有朋館に寄寓して居つた時に於て、即ち享和二年壬戌二月に収録したものゝ如く、從て中川忠英に仕ふる以前に編次したものゝやうである。それに中川公に代つて作つた文を載するは或はいかゞとも思はれんが、假りに之を其の以後の作とするも、若し今存する『萬木雜稿』の稿本を以て、其の題詞を書いた後にも書き足して附加する所ありしものとしたならば、別に差支ないと思ふ。

10 正通を中川忠英に薦めたのは、佐藤一齋と杉浦市左衛門とであつた。また師の鷹見星阜も請人同様になつて大に盡力したのである。それ等のことも本文中に一言した五月十一日付の手紙に見えて居る。其の手紙の全文

は左の如くである。

向暑に御坐候處、御揃益御機嫌克被遊御座、恭悅奉存候隨而私義無異罷在候、乍憚貴意易思召可被下候、然者私義此度中川飛彈守様へ被召出奉公仕候、則先月引越、段々首尾能相勤罷在候、尤飛彈守御事は當時御勘定奉行、并に關東御郡代兼帶に御勤被成、屋敷は馬喰町郡代屋敷、先年伊奈半左衛門様御座被成候、役屋敷に而御坐候、當時御高四千石、且又先年長崎奉行御勤被成、其後長崎御用掛り茂御勤被成、長崎奉行上、役に御坐候、夫故御役柄殊に御内福に而御座候、元來御學文好に而、和漢之書物夥敷、土藏三戸前も書物藏に而御坐候、私事は近習並に而、右書物預り相勤候、隨分暇も御坐候、而書物も好次第讀居候事故、於私者重疊之儀に而御坐候、世話人は林大學頭様御内之儒者佐藤捨藏殿、當時御勘定方に相勤候、杉浦市左衛門殿と申御徒士衆、右兩人之取持に御坐候、勿論番町先生も段々世話被下、則先生伯父分に致し親類書も相認申候間、請人同様に御坐候、行々御家人株に有付候手かゝりも隨分宜敷、御役

柄之義故、御支配下之御家人に罷在候得者、隨分取立も可有之候、勿論最初も隨分無滯四五年も相勤候はゞ、相應之株にも有附候様、如何様にも世話も可致との御事に御坐候間、末々之儀も運次第に而、隨分宜敷筋も可有御座与奉存候、此段御安慮可被下候、右申上度、此度近江屋歸村被致候幸便に任而申上候、猶近江屋も咄置候間、委細御聞可被遊候、猶重便可申上候、恐惶謹言

源二郎事改

五月十一日

同右源次

馬場三郎助様

上

追啓、私名前差合御座候故、則右源次与改名被申附候

以後御狀被下候時之所書

馬場正通の生涯及其の著書

江戸馬喰町

中川飛驒守様御内

馬場右源次殿

〔江戸馬喰町の下に「御郡代御屋敷と一旦記したるを塗抹して」是には及不申候」と附記せり。〕

此の手紙は國許の人々を喜ばしめんとの考を有しつゝ書いたものと思はれる。文中に佐藤捨藏とあるは一齋のことで、また番町先生といへるは鷹見星阜を指せるものと考定する。星阜の家塾は前にいへる如く二番町にあつたのであります。又近江屋といふのは、近江屋伊兵衛と申して正通とは餘程親しい關係があつた人のやうである。

因に云ふ、馬場氏は代々三郎助を通稱としたのであつて、正通の父は三郎助正利と云ひ、正通の兄丈助も後に三郎助と稱したとの事である。正通の父は享和三年正月十日に歿したとのことである故、此の手紙を前に申した如く暫

く享和二年のものとするれば、是は正通が其の父に宛てたものである。今の三郎助氏は正通の兄丈助の曾孫に當ると云ふことであります。

其の後正通は間もなくまた出で、箱館奉行羽太正養に仕ふることゝなりました。其の年月は未だ詳でありませぬ、尙ほ考究を要します。さて正通は正養とは意氣が投合したと見えて頗る其の知遇を蒙つたのであります。正通初めは江戸で正養に仕へて居つたが、文化元年西暦一八〇四年正養が戸川安論と交替の爲め箱館へ向け出發するや、正通も彼れに隨從して箱館へ參つた。¹⁰彼の地に於ては正通は正養の幕僚の一人として働いたことであらう。又正通は彼の地に於て學舎を設け徒を集め學を講じ、從ひ學ぶものも漸く多かつたといふことである。然るに彼れは箱館へ參つてから後、未だ一年を經

ざるに不幸にして重病にかゝり、文化二年西暦一八〇五年江戸に還り、遂に起たず、其の年の三月十七日に歿しました。時に年僅に二十六歳であります。其の死する時に墓文を星臯先生と佐藤一齋とに托したので、一齋は銘を撰し星臯は文を作りました。¹¹以上は正通の短かい生涯の經歷の大略である。正通は實に不幸短命でありました。未だ大に其の抱負を行ふに至らずして早世したのである。誠に惜むべきことであります。

10 今に残つて居る三月十八日付馬場三郎助(これは正通の宛、馬場寛藏(正通)の手紙に、當時相勤居候安藝守正義)儀者、箱館奉行与申候而蝦夷地三百里程之間を總支配被致候、夫に付當年彼地に被罷越、拙者儀も附添罷越申候、尤先年之如く奥蝦夷迄は相越不申、唯箱館与申所迄に而御座候とある、此手紙は年は記してなければ、文化元年のものと考え、『休明光記』卷五、正義箱館在勤新田開發の事の條に據るに、羽太正養は文化元年四月廿一日箱館へ發し戸川安

論と交替したのである。

11 墓碣銘は左の如くである。

馬場子成墓碣銘

子成諱正通、姓馬場氏、江州高島郡萬木村人、考諱正利、妣上田氏、子成幼志學、稍長請父兄遊學、因來江戶、從余數年、志在經世、不屑爲詞章記誦、家貧、資不能給、子成則其志益堅、旣而從朝士湯淺君於蝦夷、還仕度支官中川公、不得志、辭、又仕筥館尹羽太公、從役焉、頗蒙知遇、因請寔舍講學、而從學者漸多、至今茲乙丑、罹危疾、還江戶、遂不起、實以三月十七日卒、距生安永九年、得年二十有六、瘞駒巷榮松院、余赴藩命於大原、旣歸、子成以其前一日卒、不得面訣也、遺言托墓文於予及大道、於是、大道爲之銘、而余叙之、銘曰、

厥以長智、窮以堅志、噫嘻、何前脩之媿、

文化二年夏六月

江戶 佐藤坦銘

三河 爽鳩允叙

『爽鳩家譜』を按ずるに、鷹見星皐は文化二年正月二十五日命を奉じ江戶を

發して、太原に赴き、同三月廿八日江都に歸るとあり、三月廿八日歸府にては、墓文と少しく合はざれど、若し、廿八日を十八日の誤とすれば正に符合することゝなる。

正通の墓のある駒巷榮松院といふのは、文學士上原益藏氏が予の爲めに特に取調べられたる所に據るに、委しくは千年山榮松院清安寺と申して、現に東京市本郷區駒込蓬萊町園子坂の通りで大觀音より半町程西に當る。に在るとのことである。前に記した墓文を刻せる碑が榮松院に現存するや否に就きては、上原氏彼の寺に赴きて一々墓碑を取調べられたけれども、遂に見當らなかつたといふことであるから、恐らくは墓碣銘は石に刻するに及ばざりしことであらう。併し正通の石碑は上原氏によりて發見せられた。それには表に

文化二年乙丑

探譽文猷信士

三月十七日

向つて右の側面には

江州高嶋東万氣村

馬場寛藏

とあるので、正通の墓碑たること少しも疑を容れませぬ。又上原氏は過去帳を繰つて見られた所、

三月十七日

探譽文獻信士近江や伊兵衛國人

馬場寛藏

と記してあつたとの趣である。さすれば正通の手紙の中に屢見えて居る同國人近江屋伊兵衛の縁故を以て此の寺に葬られたものと推察されます。

これより正通の著述、殊に其の『造幣策』について申述べやうと存じますが、それには先づ順序として當時の北邊經營の事を少しく申して置きませう。是れより先き露西亞は亞細亞の東北部に勢力を伸張し、明和安永の頃に至りては其の國人千島列島の南部にも來り、漸く我邦人の注意を喚起すに至つ

た。又明和八年即ち西曆一七七一年に匈牙利生れのバロン、モリス、オーギュスト、アラダール、ベニオフスキー Baron Maurice Auguste Aladar Benyofsky が露西亞の幽囚を脱し、勸察加を發して日本の近海を乗り廻はし、日本在留の和蘭人へと認めし書を殘して、露西亞南下の勢に就き警告したといふ事も、我邦人をして北邊に注意を拂はしむる一因となつたのである。即ち林子平は天明六年西曆一七六六年の夏に書いた『海國兵談』の自序に於て此の事に言ひ及び、是海國なるがゆへに、來ル間敷船も乗ル人の機轉キナシ次第にて、心易ク來ラるるなりと察スべしと申して居ります。林子平は又天明五年の秋に作つた『三國通覽圖說』の蝦夷の部に於て、莫斯科未亞人即ち露西亞人が此の頃はエドロフへ來て交易することをいひ、然レ其交易ニ來ル本心計リ

難シ、若クハ、エドロフチ香ノ志意ニハ不有歟」と説き、又次の如くに申して居る。

「安永ノ初年ニ小子、松前ノ人ト旅宿ヲ共ニス、其人、名ハ六兵衛終夜蝦夷地ノコトヲ問シニ、彼人數條ノ物語ノ上、蝦夷人ハ悉ク日本ヲ慕テ本邦ノ風俗タランコトヲ欲スル者多シト、又其地ニ金銀山及ビ砂金ノ夥ク出ルコトヲ語り、又オロシヤ、トヤラン云ル國ヨリ、アヤシキ人來ルコトアリト聞及ブト語レリ、其後安永ノ末年小子肥前ノ鎮臺館ニ遊事シテ崎陽ニ至リ、和蘭人、ア、レントウユルレ、ヘイトニ逢フ、ヘイト語テ曰、蝦夷ハ日本ト一條ノ海水ヲ隔タレバ、其地勢別國ニ似タレモ、併ラ日本ヨリ少ク招諭セバ、上國ノ風ヲ望テ其俗忽チ變化スベシ、其俗變化セバ其國悉ク日本ノ分内トナルベシ、和蘭ハ云ニ不及、エ、ロツ、バ歐羅巴諸州ノ風ニテ遠ク萬里ヲ隔タル國ヲサヘ能招諭シテ歸服セシメ、己レガ分國トナシテ永ク本國ノ助トス、然ル故ニ近頃歐羅巴ノ莫斯歌未亞、ムス、カ、ウ、レ、ヤ遠ク北海ヲ越テ蝦夷ヲ招諭スルノ志アリト語レリ、此二子ノ言ニ因テ熟思ヘバ、蝦夷ヲバ早く招諭スベシ、早クセ

ズンバ後世必、莫斯歌未亞ノ賊、至ヘシ、其時、臍ヲ嚙、尾遅カラシメ、

民間先覺の士獨り北邊に注意したのみならず、幕府も蝦夷地視察の必要を認め、早く明和四年に一度吏を派したことがあり、林子平が『三國通覽圖説』を書いた同じ年、即ち天明五年には、時の勘定奉行は其の屬吏山口鐵五郎、佐藤立六郎、青島俊藏等を遣して蝦夷地を探檢せしめ、山口、青島は遂に擇捉、得撫に迄も參つたのである。夙に蝦夷地の開發を唱道せる、算術曆法師範業、浪人本多又本田に作る三郎右衛門利明が、其の門弟の最上徳内常矩をして、己れにかはり、青島俊藏に従つて蝦夷地に赴かしたものは、此の時の事である。徳内は多く其の視察の結果に基いて、是より後寛政二年に『蝦夷國風俗人情之沙汰』を作つた。本多利明が寛政三年十月に認めた上申書には、利明が徳

内をして、己れにかはり、蝦夷地を探検せしめた次第を、詳かに書いてあります。¹²

12 寛政三年十月の本多利明の上書は、『蝦夷國風俗人情之沙汰』自分の見た
學協會本のの終りに載せてある。それに左の如く書いてあります。

乍恐以書付奉申上候

一 蝦夷土地之儀は、

大日本國之内に御座候得共、異國之様に相心得罷在候故歟、往古々今以空國に有之候儀は甚以惜敷儀に奉存候、北極出地五十度迄之國は、百穀百菓豐饒之良國に可罷成土地之儀者其證據御座候而、至極慥成儀に御座候、私儀は北國出生之者故、蝦夷土地之儀は能奉存、五十歳之今日迄も、開發之仕方晝夜心底不相離工夫相擬罷在候、然處七ヶ年以前已年春中蝦夷地見分御用被爲仰出候之間、甚以能時節と奉存、種々工夫仕罷在候處、幸と前以知る人に而御普請役青島俊藏と申仁、右御用掛被

仰付候に付、私儀も如何様之御奉公筋に而も彼地に罷越度旨相頼候所、竿取足輕に召抱可吳段申之に付、取極申候、然處私儀折節病氣罷在候に付、徳内と申者私門弟に而手前に差置申候間、私代に蝦夷土地に差遣申候、其節蝦夷地に被罷越候御普請役之内、天文地理等之心得有之候衆中も無之、右徳内儀者相心得候者に付、東蝦夷地之道先役相勤、渡海仕候、(以下略)

尤も幕府は其の後暫くの間、蝦夷地に就き別に施設する所なくして過ぎましたが、寛政四年(西曆一七九二年)には、アダムラツクスマン Adam Taxman 北地に來るあり、沿海警備の必要は愈、認められ、次いで寛政十年には又御目付渡邊久藏胤、御使番大河内善兵衛政壽、御勘定吟味役三橋藤右衛門成方の三人をして、各其の屬吏を率ゐて蝦夷地を巡見せしめた。近藤守重も同じ年に蝦夷地へ往いたのである。渡邊、大河内、三橋等其の巡見の始末を上申するや、

幕府に於ては種々評議ありて、兼ねて蝦夷地の事に意を用ひ居りたる御書院番頭松平信濃守忠明に命ずるに蝦夷地警衛の事を以てし、翌十一年の正月十六日には御勘定奉行石川左近將監忠房、御目付羽太庄左衛門正養にも同じく蝦夷地警衛の事を命ぜられ、大河内政壽、三橋成方亦改めて同様の命を受けた。かくて同月同日に松前家所領東蝦夷地の内、南海岸にありてはウラカハより、北の方にてはシレトコを限界とし、其の以東千島列島を含めて、七ヶ年間試みに之を御用地とし、幕府自から其の經營に當るべき旨を達した。其の後同年八月更に今の渡島の尻内川シロウチを界とし、其の以東は悉く追上地として差上げしむる事としました。茲に於て箱館も亦御用地の中になつたのであります。それよりして遂に享和二年二月

二十三日に至り、戸川筑前守安論、羽太庄左衛門正養兩人蝦夷地の奉行たるべき命を蒙り、同年五月十日兩人の役名は箱館奉行と唱ふべき旨を達せらる。而して同年七月には東蝦夷地は永久上地と仰せ出され、これよりして幕府は充分なる經營を試み、土人撫育の實蹟を擧げ、北顧の憂を斷たんと企圖したのである。

其の經營の大方針が如何なるものであつたかといふ事を考ふるに就きては、先づ注意すべきは早く寛政十一年正月十六日松平信濃守忠明外四人に「異國境御取締」の事を命ぜられた折の達書であります。其の達書には「一體開國の御趣意を含み」といふ語がある。次に同年二月掛りの向きへ申達せら

れたる蝦夷地御用大意、是れが經營の方針を知るには甚だ有益なものであつて、それには先づ初めに「今度蝦夷地御用之御趣意ハ、彼嶋未開之地に有之、夷人共衣食住之三ツも不相整、人倫之道も辨ざる儀、不便之次第に付、此度御役人被遣、御徳化を及し、教育を垂れ、漸々日本の風俗に歸し、厚く服従いたし、萬々一外國々懐け候事、杯有之候共、心底動かざる様存込せ候儀、御趣意の第一」といひ、それから段々讀んで行くと、或ひは「往々は耕作之道を教へ、穀食を以命をつなぎ候事を覺させ、漸々本邦之風儀に馴候様教育可致事」といひ、或ひは「夷人共日本詞遣ひ候事、制禁之由に候得共、此度御用地の内は其禁を相止め、専和語を遣候様申教、往々和人に變化致候様教育可致候事、但此方之人、蝦夷詞遣ひ候儀、決而不致、一向夷人に和語を遣はせ候儀

專一に可被心掛候」といひ、或ひは「上を崇候儀は不及申、親に孝し、兄弟親族に睦じく、朋友に信を盡し候道をも、追々に諭し、且いろは文字、並數之字など連々に教へ込、往々文華の開け候様可心懸候事」といひ、夷人共病氣之者有之候はゞ、品に寄、臥具等も與へ、藥用其外可成丈手當いたし、死亡の者多無之様取斗可遣事」などいつて居る。又此の蝦夷地御用大意の内にも、「一體開國の御趣意を基本にいたし、專教育可被致候」といふ語が見えて居ります。¹³是れ等によりても大體の方針の存する所を察することが出来る。つまり『休明光記』に羽太正養が自ら申して居る如く、百年の後は蝦夷地一圓悉く本邦の如くならん事を旨としたるものにて、取締上警備といふ事も全く考へなかつたのではありませぬが、殊に意を用ひたのは、土人を

撫育し、之を心服せしめ、之を日本化するといふ點にあつたのであります。其の趣意たるや誠に立派なるものである、然り甚だ理想的なるものであつた。アイヌの人口増殖を計り、彼等に農業を教へ、彼等に對する壓制非道の取扱を止め、其の病苦を救ひ、彼等を教化して人倫の道をしめ、彼等に日本語を學ばしめ、彼等を日本化する事が、北邊を安んずる永遠の大計と考へたのである。何故にかやうなる方針をとつたかといへば、これ迄松前家は蝦夷人に對し苛政を施し、蝦夷人之を怨むこと年久しと聞えたる故、幕府直轄の政を行ふにつきては、其の弊を一洗するの必要ありと認めたる事是れ其の一、オロシヤ人は戦争によるよりも寧ろ仁を假り惠を施して人を懐くる事に妙を得て居るからして、我もこれに應ずる手段と

して撫育を専らにせねばならぬ、且警衛と申しても蝦夷地は四方海にして廣大なる島なれば、何所をさして城砦を設くべき謀もなし、即ち夷人を厚く撫育し悉く之を心服せしめ、人心一致して、たとへ露人來りて如何に之を誘ふとも、心を動かさざる様にするより外に策なしとしたる事、是れ其の二、殊に此の第二の理由よりして土人の教化撫育といふ事に尤も重きを措いたのであります。

13 「開國の御趣意」といふ語を用ひ、或ひは「蝦夷地御開國」といふ名目を用ふることにつきては、世評あらん事を恐れ、且右の如き計畫は從來嘗てなきことなりとの理由にて、同じく寛政十一未年の十一月二十日を以て、今後帳面書付類に開國と申す二字認めざる様にと申渡された、其の申渡の文は左の通りである。

文中出雲守とあるは、立花出雲守種周、信濃守は、松平信濃守忠明、伊豆守は、松平伊豆守信明である。

未十一月廿日、出雲守殿、信濃守へ御渡し、

伊豆守殿へ御用御取次も差越、

此間御沙汰御座候蝦夷地御開國と申名目は、拔候方と

思召候、右蝦夷地開國之御趣意と申候而は、一體不輕儀、いづれにも年を重候上
ならては調可申事共不被爲

思召候、ケ様之事共是迄 御代々様にも御所置無之處、當時右様之儀御目論見
御座候而は、至而御大事之儀に被爲思召候、萬々一少々成共御手違之筋有之候
而は、被對

御代々様、御不敬之筋にも被爲思召候に付、被入御念候思召に御座候、右土地開
候儀者、其勢にまかせ候、筋有之候處、伺之帳面書付等にも、蝦夷地御取締、開國之
御趣意と認出し候而は、世評も可仕、右體表に顯れ候儀に候は、屹度被 仰出
に而も可有之儀に候、譬年を積自然と出來候筋に而も、諸書物に打あらはし認
候而は、開國之御趣意主に相成、此處御掛念に被爲思召候、いづれにも蝦夷地の
被爲掛 御手候儀は、前々無之事に而、不輕儀に被爲 思召候、右之處を以、一向

帳面書付類々開國と申二字認不申様可仕、尤勢によつて土地開け候儀は、誠に取扱候ものゝ心底に有之、不表立御事と心得可申事、

かやうに申渡されたが併し是れは徒らに世人の視聽を驚かし、つまり批評を招かざらんが爲めの用心にて、開國の字は用ひざる事としても、つまり開國を目的とした事は、此の以後實際の措置に徴して明らかであつて、又此の申渡しの文中に、「尤勢によつて土地開け候儀は、誠に取扱候ものゝ心底に有之」と申して居るにても自然推察せらるゝことである。

右の方針を立て、其の實行の手段としては種々の計畫が立てられ、又實際に施設せられた事もいろいろありました。例へば海路の交通運輸の爲めに幾多の御用船を造つた事、船路の往來の爲め、天度に熟せる者をして星宿を測らしめ、方位を定め、乗筋即ち航路を辨へさせ置かんとて、津和野の藩主龜井隱岐守の家來堀田仁助が曆學に長じ現に頒曆所に出役し居

るを以て、仁助をして寛政十一年政徳丸といふ千二百石積の船に乗組み、蝦夷地に至り、測定に従事せしめ、其の結果、天度乗筋の次第を悉く圖に表はして出ださしめたといふ事、高橋作左衛門の門人なる伊能勘解由忠敬が蝦夷地測量を願出でしを以て、翌寛政十二年に勘解由をして陸地の測量をなさしめた事、攝津兵庫の高田屋嘉兵衛をして擇捉島へ渡海の航路を求めしめ、同年、即ち寛政十二年に其の手船辰悦丸千五百石積に仕入物多く積入れ、日の丸の印を押し立て、擇捉島へ渡らしめ、それより彼の島へ大船の往來始まりし事、箱館の港に船の作事場を設け、修覆等に便にせる事、箱館をはじめ蝦夷地末々まで追々に土地を開き、米穀を生ぜんこと、遠大の謀なりとし、先づ箱館の近在に新田開發を試みし事、并に彼の早く漢の高祖の

三章になぞらへ三ヶ條の法を定め、夷人共に通辭を以て其の趣意を能く諭さしめ、或ひは町醫師を江戸より雇聘して、和人夷人の病を治せしめ、或ひは殊に難所と聞えたるシヤマニに新道を開きて交通往來に便にしたる類、是れ等は此の記憶すべき蝦夷地經營の時期に於て、實際行はれたる事柄の中の二三である。其の計畫せられたる事柄の中には、蝦夷人に錢通用の便利を知らしめ、産業を勵む心を起さしむるといふこともあつた。而して既に寛政十一年に鐵錢壹萬貫文を江戸より蝦夷地へ廻送し、爾後蝦夷地に於ても錢の通用は次第に行はれ、夷人も其の便利を感じて歡喜し、産業に精を出し、浪費をせぬやうになつたとのことである。併しそれに就き錢貨蝦夷地より外國へ流出する恐あるべしとの懸念をも生じ、之が

爲め蝦夷地に限り紙幣を通用すべしとの説、又紙幣は不可なれば特別の鐵錢を鑄造して彼の地に行用すべしとの議なども起つたのであります。かやうな譯で、蝦夷地の通用貨幣の問題は、實際享和二年より同三年に亘り、種々評議せられた事であつて、これに就いては、勘定所よりも色々意見を申立て、箱館奉行なる戸川、羽太の兩人は又能くく、評論を盡し、之に答ふる所あり。更に勘定所より箱館奉行へ宛て直談の懸合書來り、箱館奉行は又之に對し答書を發した等の事があります。其の次第、及双方の論旨は大略『休明光記』卷四に見えて居る。右の如き事があつた故に羽太正養は馬場正通にも蝦夷地通用の貨幣の事につきて意見を徵したものと思はれる。其の意見を徵した人の誰なるかは、明記してないけれども、私は前

後の事情より推して蓋し羽太正養であると推定するのであります。而して正通之に就きて享和三亥年の八月に認めて差出したものが、『蝦夷地通用新錢之儀御尋に付御答書并圖式』即ち『造幣策』であると考定する。

享和三三年三月二日箱館奉行より勘定所への答書中に、蝦夷地に限り通用の爲め鐵錢を以て一文錢、十文錢、百文錢杯といふものを拵へ、常の通用錢と紛れざる様、其の形を以て一文錢、十文錢、百文錢杯といふ論が見えて居る。而して同年八月十日勘定所よりの書面に、蝦夷地限りの通用に新錢鑄立の事は、面白かるべきにより、取調べ可然との事であつたといふこととであります。依て思ふに多分正養は勘定所よりの書面に接したにより、正通にも意見を徴し、而して正通は直ちに之に答へたものであらう。

『造幣策』に於て正通は先づ紙幣を發行し通用せしむることの不可を論じて居ります。彼れは支那の紙幣の來歴、我邦に於ける藩札通用の因由を説き、是れは用度困窮より起れるもので悪政であると申して居る。それから北地に紙幣を用ふ

べきや否に關し、元の劉秉忠の申した詞といふを擧げて、之を「へらず口」であると評して居ります。劉秉忠は元初の名臣で元一代の成憲は主として此の人の裁定に係るとまで稱せられて居ることである。元主が此の劉秉忠に錢幣のことを問はれた所、劉秉忠答へて申すやう、錢は陽に用ひ楮は陰に用ふ、中華は陽明の區にして沙漠は幽陰の域である、我元朝は朔漠より興りて中華に君臨せることなれば、宜しく楮幣を用ひ給ふべしと申したといふ話がある。¹⁴ 正通はそれを引き、之を評して是れ辭を飾るのみ、俗に云へらず口とやらん申物と相見え候」と申して居るのであります。而してかゝる類の人に云はせたならば、我邦の蝦夷地も北地であるから、紙幣を用ふるがよいなどと申すだらうけれども、紙幣は矢張り用ひない方

が一段上策だと論じて居る。蓋し當時諸藩の紙幣發行は正通の申して居る如く、多くは財政の窮乏より起り、兌換の準備充分ならずして弊害多く之に伴へることであつた、殊に蝦夷地の如き俄に紙幣を發行して其の流通を強ふるが如きは、勿論事宜に適した方案ではなかつたでありませう。

14 此の話は『元史』の劉秉忠傳には見えて居らぬが『輟耕錄』に出て居る。

當時蝦夷地にて紙幣を發行するを不可としたのは、獨り正通のみではない、是れより先き箱館奉行の意見も紙幣發行は不可なりとして居つたのであるが、鐵を以て新一文、十文、百文と三等の錢を鑄造し、之を蝦夷地にのみ通用せしめんとすることは正養等の勘定所へ申出た案であつて、正通に對する諮問は専ら此の方案の可否に就いてであつたやうである。

此の特別なる鐵錢鑄造の案をも正通は不可であると考へ、詳に其の理由を述べて居ります。鐵錢は甚だ卑しき物である、其の位賤しければ、人之を貴ばず、實質の價值名目と相副はずして十文錢も二三文にて出来るやうであつては、奸濫の徒多く之を偽造すべく、それを防ぐことは甚だ難い、而して鐵錢は一時は政府の威光にて行はるゝかも知れざれど、忽ち一般の信用を失ひ、永久には通用せざるべし、又鐵錢は貯藏し置けば朽腐する恐がある、其の上蝦夷人の風俗は之を首に懸けて海水に浴しなどするから、鐵錢では忽ち錆びる不便があらう、それ等種々の理由によりて鐵錢は不可なりと論斷して居ります。

然らば如何なる錢を造るべき乎。正通は十文錢は十文、百

文錢は百文の費用を以て之を造るべし、即ち實質の價值、名目に相應する貨幣を作るべしとの論者である。隨て錢の質も成るべくは上好の銅を以て作らるゝやうありたしと申して居ります。又人事次第に開け、經濟發展するに従ひ、五百文、一貫文などにも相當する錢が必要であらう、さういふ錢は銅でも不都合と思ふ、右のやうな錢は金銀を以て鑄造せざれば永久の國寶には成るまいと説き、金銀銅の錢を並び行ふことにつきては、露西亞を例に引き、露國にては、日本で申さば、一貫文、五百文、又は百文にそれ〴〵相當する金錢、百文より以下、廿五文、廿文、十五文、十文等に相當するやうな諸種の銀錢、并に十文、五文、二文、一文及半錢等の銅錢ありて、何れも其の程に隨ひ用ひられて居るといつて居ります。

銅錢發行につき當時人々の感じた困難は、第一に原料の缺乏である、當時銅は外國への重なる輸出品であつたが、内地鑛山の産出思ふやうでない爲めに、外國貿易の用に充つる年々の定額丈けを纏めるにも毎々困難したことであります。銅の新なる需要が起りては、それ丈け其の缺乏が一層甚しくなる譯である。是れが銅錢發行につきての重なる故障であるが、正通はそれは別に方法がある、内地の銅を用ひないで、蝦夷地に於て銅を採掘し、之を原料として錢を鑄たならばよからう、それには充分に蝦夷地の鑛山を調査し、盛に鑛業を興すべし、又採鑛冶金の方法も今現にやつて居る仕組では不利益なれば、新なる方法を用ふべしとのことをも申して居ります。

次に金銀錢を鑄て之を蝦夷地に行つたならば、忽ち海外へ流出して仕舞うだらうといふこと、この反對説は當時にありて勿論豫期しなければならぬ所であるによつて、正通は此の點につきても論辯して居ります。彼れは金銀貨も矢張り蝦夷地より新に採出する金銀を以て之を作ることよしたならば、假令外國へ流出したりとて、内地の金銀の分量には減少を來さず、別に害にもなるまいと申して居る。彼れは尙ほ一步を進めて、畢竟金銀の海外流出などといふことを、此の場合に顧慮するのは、杞憂に過ぎないだらうといつて居る。それは露西亞領と交易を開くならば、露西亞領は穀物に乏しいが、金銀には富むを以て、彼れは其の金銀及其の他の産物を以て我が米穀と交易すること必定である、故に寧ろ金銀は輸入せら

るゝであらうといふ意見であります。

新に鑄造せらるべき錢の形式に就いての正通の提案は、其の形を橢圓にし、其の内孔を圓くせよといふのであります。東洋從來の錢は、通常圓形で其の孔は方形であるが、是れは天圓にして地方なるに象ると普通に申して居る。併し正通は此の普通の説を是認しない、彼れは以爲く天圓地方といふこととはない、天圓にして地も亦圓なることは今や能く分つて居ることである、又我が古典、即ち日本紀の神代の卷にも天地渾沌如鶏卵とあれば、錢は孔をも圓くするがよい、加之若し孔圓ければ之を貫すにさすにも便利であらうといつて居ります。

其の錢の面には模様を附し、背には文字を書くことゝすべ

しといひ、其の模様には馬と龜とを用ふべしとの案を立てゝ居る。是れは昔し支那で漢の武帝の時に造つた幣に龍と馬と龜とを用ひたといふ傳へあるに基いたのであります。但しそれならば何故に龍を除いて馬と龜とを用ひんとしたかといふと、龍は天子の御物に専ら用ふるものなれば、今幕府にて錢を鑄るとすれば是れは除くが適當である、又此の馬と龜との模様は蝦夷人の目を悦ばしむるに丁度宜しからうと申して居るのです。

錢の名稱に就ては、蝦夷通寶、柔遠通寶、綏撫通寶、日高通寶など種々なる案を擧げて、一々につき、其の可否を論じて居る。先づ蝦夷通寶といふ名稱に就ては、下問者に於て既に錢に夷の字を用ふるは面白からずとの考ありしことであるが、正通

は其の外に尙ほ此の名稱は蝦夷人の氣受けがよくないであ
らう、何故となれば蝦夷人は自からは稱してアイノと申して
居り、此の方よりもアイノと呼べば快く受くるけれども、蝦夷
と呼ぶときは何か賤しめる様に思ふ風がある、それ故今錢を
鑄て之を蝦夷通寶と唱ふるときは、彼等が終に之を忌む因由
ともならん、僅かのことでも氣受到に拘りては好ましからぬこ
とであると申して居る。それから柔遠通寶の柔遠は意味の
取り方によりては尤と思はれ、綏撫通寶も宜しいといつて居
るが、正通が甚だよい名稱と考へたのは日高通寶であるやう
です。古へ所謂日高見國は、何れの地を指していひしやらん、
詳ならずとするも、之を蝦夷國の異名と見て先づ宜しからん、
而して今錢の文に日の字あるときは、苟且にも之を蔑にする

ことなく、自然と錢を尊重するに至るだらうといふ意見であります。凡そ此の類の意見細かい處にまで注意が届き、其の頗るよく世故に通じ人情を穿つて居ることを認むることが出来ます。其の議論奇警なると共にまた徒らに粗放ならず、頗る老成の風ありて二十代の人の考とは思はれぬ所がある。然し彼れが之を作つたのは亥八月即ち享和三年癸亥西暦一八一八年の秋であつて、正通二十四歳の時のことであります。

享和の頃に於て蝦夷地に行ふ爲め特別なる錢を新に鑄造せんとの議ありしこと、またそれについてかやうな面白い案が立てられたことは、頗る趣味あることであります。然し當時に於て蝦夷地新錢發行のことは終に沙汰止みになつて其の實行を見るに至らずしてしまひました。蝦夷地で錢を新

に造るといふことは、後に安政年間に至り、幕府がまた箱館奉行を置き、蝦夷地經營を行ふに及んで始めて其の實行を見た。それは綏撫通寶ではなく、日高通寶でもなくて、箱館通寶と名づけられた。又それは良質の銅錢に非ずして、粗悪なる鐵錢であつたが、其の内孔の圓なる點だけは、正通が嘗て主張した如き形式に合して居ります。¹⁵

15 箱館表に於て鐵錢を鑄立て、文字は箱館通寶と相記し、箱館、蝦夷、松前に限り通用せしむべき旨の令は、安政四年閏五月に發せられた。此の箱館通寶に就き、栗本匏菴の箱館叢記匏庵遺稿三六一三六二頁には左の如く記してある。

「箱館の地は錢貨極めて乏しく、内地各船の帯び來るを待つのみなれば、上下共に甚だ困するに因り、上請して尻澤邊の地に鑄爐を作り、一文通用の鐵錢を鑄せしめ、一時大に困を濟ひたり、其錢は圓輪圓孔にして、文は箱館通寶の四字なりし、但し製造甚だ拙にして、其量重く且つ周圍糙澁なれば、終に又之

を厭ふに至れり。」

正通の書いたものには、『造幣策』の外に、『邊策發蒙』といふものがあります、これは私辨原稿とあつて、『邊策私辨』の原稿でありませう。『邊策私辨』は世に羽太正養の著述として知られて居るものである。正養自らも『休明光記』の卷一、無名の御箱訴の事并中井徳三郎作一書の事の條に於て、其外にも浪華の儒士中井善太といふものゝ弟徳三郎といふもの、蝦夷御所置の事に付一部の書を著して得失を論じたり、是も心得に見置べしとして、出雲守種周朝臣より内々見せ給ふに、此書も傍見一通りの論なるゆへ、其趣意悉く齟齬せり、是は解書して奉るべきにもあらざれば、一閱の後彼朝臣に返しまいらせぬ、然れども

此書世に傳らば人をして疑惑を生ぜしめむ、しかりとて中井氏に對して答ふべきにもあらざれば、其後正養竊に筆を取て、一部の書を作り、ことごとく彼書の惑ひを解て、則邊策私辨と題して家に藏む」と記して居ります。それ故に「邊策私辨」は純然たる正養の著述のやうに思はれて居つたのである。されども今「邊策私辨」と、「邊策發朦」とを對照して見ますると、多少字句の異同があり、又或る文言は「發朦」の方にはあつても「私辨」にはないといふ類の差違があるとはいへ、然し要するに二者大體に於て同様である。今之を證する爲めに先づ「邊策發朦」の序文の最初の所を擧ぐれば左の如くである。

「不肖にして重き任を蒙れる身は、夙に夜に安んずるひまもなくおもひくらし、傍ら和漢の書に眼をさらし、近き世の人のこと草迄も心をとめて慮をこらすも、たゞ我あづかりしれる蝦夷の事業を遂て、

君上の有難き命に報じ奉らん事をのみ欲するなり、頃日かつて机の側に置ける底冊を閲したる中に、大阪の儒生中井徳三郎といふものゝ蝦夷の得失をせるせしむつかの文あり、是は去りし年、參政の御方より、心得のために、見をけかしとて下し賜りたるものなり、此中井生なるものは、文學に於て頗るきこへたるものなれども、今此書を見るに、其識見甚だ狭くして、愚朦の僻論といふべし。

而して『邊策私辨』の序文の最初の所は、次ぎの如くになつて居ります。「邊策私辨」の文、諸本異同なきに非ず、今主として、向山誠齋丙辰雜綴に收むる所に據る。

「不肖にして重き任を蒙れる身なれば、夙に夜に安んずる隙なく思ひ暮すと雖、生質愚鈍なる上に、和漢の書にも疎ければ、只いたづらに、心をつからすのみなり、しかれども一旦、君命を辱ふせし上は、いかにもして、蝦夷地の事業をとげて、國恩に報じ奉らん事を欲するの外、更に他事なし、頃日嘗て大阪の儒生中井徳三郎と云者の、蝦夷の得失を記せしむつかの文を閲したる事あり、此中井生なる者は、文學において頗る聞へたるものなれども、今此書を見

るに、其識見甚狭くして、僻論の至りといふべし。

二者を對照して見れば、後者は前者に基き、多少訂正を加へたものであるといふ事がよくわかる。又本文の中の一例として、我邦の北狄と漢土の北狄とは、事體大に異なる事をいへる條に就き、二者を比較すれば左の通りであります。

『邊策發蒙』に曰く、

とかく古に通ずといへども、當世の事務にうときは、いにしへより和漢ともに學者の通弊なり、たゞ益なきのみにあらず、かへつて人をもまどはし、事を誤るの害あり、申井生がごときもの、此害もつとも多し、今いふところのごとき文面にては、いかにもとおほゆれども、ひとつとして今の事情にかなひたる事なし、先我邦の蝦夷も夷狄といふ名目なれば、

彼はやくこゝろえて、漢土の匈奴より已下歴代の夷狄の事を引來りて論ずれども、もとより我邦の蝦夷と、漢土の夷狄とは、事體大に殊なる事をしらざれば、たとへ其論ずる處の美なる事は、彼牛豕を殺して、調理したる大牢の滋味のごとくなりとも、我邦の人には一口も食し得ざると異なることなく、今の蝦夷の情體に合ふべき様なし、扱漢土の夷狄と我邦の蝦夷と、事體大に異なりといふは、第一に地勢を以てしるべし、彼漢土の夷狄は、數千里の遠きにいたるまでも、皆陸路の通行にて、海船の便利なき故に軍を出して戦争するの費は、もとよりいふに及ばず、只往來交易するとても、其費用莫大の事なり、故に彼夷狄の地を取といへども用をなさず、其物産は多しといふとも、車馬を以て遠道を運輸せんに

は、其費産物の價よりも多き故に、中國の用となしがたし、我邦の蝦夷のカムサスカの果といへども、直ちに御府内其外、いづ方へも通ずべきの便宜なるとは、一日の論にあらず、凡天下の貨財を通ずる要用なるものは海舶にしくものはなし、しかれ共漢土の夷狄は、多くは陸路つゞきのみにして、船を通ずべきの道なし、是地勢の得失大に殊なるにあらずや。

「邊策私辨」中之に對應する所を見るに曰く、

「兎角古に通ずといへども、當世の時務にうときは、古より和漢共に學者の通弊なり、只益なきのみにあらず、却而人をも惑し事を誤るの害あり、彼漢土の事蹟を知り得たるまゝに、我邦の北地の事を論ずるとして、漢土歴代の北狄の事を用

ひ來りて、考證とすれども、素より我邦の北地と漢土の夷狄とは、事體大に異なる事なり、其事體のことなるをしらずして論ずる事故、たとへ其謂ふ處の美にして、彼牛豕を殺して調理したる大牢の滋味の如くなりとも、我邦の人は一口も食し得ざると同じ事にて、我邦北地の事情に合ふべき様なし、夫漢土の夷狄と、我邦の北地とは、事體大に異なりと云は、先第一に地理を以て知るべし、彼漢土の夷狄は、數千里の遠きに至りても、皆陸路の通行にて、海船の便利なき故に、往來の費莫大の事なり、況や中國より軍を出して征伐するをや、費のみ多くして、始終利の有べき様なし、辛ふして夷狄の地を取得るといへども、素より不毛なれば、急に用をなし難し、たとへ物産多しといふ共、車馬を以て遠路を運送せんには、

其費産物の價よりも多きが故に、中國の用をなし難し、されば我邦の北地の、いづく迄も船舶を以て往來し、直に御府内其外へも通ずべきの便宜あるとは、一日の論にあらず、凡天下の貨財を通ずる要用成物は、海船にしくものはなし、然るに漢土の北狄は、多くは陸路續きのみにして船を通ずべきの道なし、是地勢の得失天淵の差あるに非ずや。」

先づ右の如くである故に、大體は二者相同じものである。それによつて考へて見まするに、羽太正養は中井徳三郎即ち履軒の説に對する辨駁の書の起草を正通に命じ、正通は其の最初の草稿を書いて之を『邊策發朦』と題したのであつて、而して此の正通の書いたものに正養は手を入れ、多少訂正を加へ、書名をも改めて『邊策私辨』としたのであらうと思はれます。

此の「發蒙」は只今申した如く中井履軒の説を駁したものでありまして、履軒の事を頗る罵つて居ります、即ち前に引いた文中にも、此中井生なるものは文學に於て頗るきこへたるものなれども、今此書を見るに、其識見甚だ狭くして、愚蒙の僻論といふべし、などといつて居り、それから又「かやうの儒生は世にいふ世間しらすなる人の、只其隣家の事をあらく聞しりて、よしとのみ思ふに類したる事なり、幼きより父母の傍にて生長し外に出て人と交る事うとき人を世に世間しらすといふなり、されば人の上にたち、世の政にもあづからん人は、まづ我邦の國々の風俗人情はもとより外國の事をもよく探索して、彼世間しらすといふ諂を免れ給ふべし」といひ或は又

「中井生が蝦夷の事を論ずるがごとき、たとへば朦人にして五色を辨せんとするに類したるもことわりなり」など申して居る。其の罵倒せる口氣の少しく度を失したる如く思はるゝは、私の感服し兼ねる所であります¹⁶が、然し其の氣焔はすばらしいものであつて、又其の議論には頗る面白い所がる。

16 「邊策私辨」の方を見ると「發朦」の原文に於て、餘り甚しく罵つて居る所や、頗る穩ならず思はるゝやうな語句などは、或は削り、或は改めてある。

中井の説に、我日本を外國より來り窺はざる所以は、日本離れ島にして海を渡りて功を全うするの難きを以てなりと説いて居る。之に對し「發朦」には「日本離島にして外國より犯す事あたわじといふは、まづ愚朦の第一にして治に居て亂を忘れざる聖言にもそむきて自ら亡をとるの道となるべし」とい

つて駁して居ります。正通は、我邦は海中の島國なればたとへば水中の魚の如し」と説き、元の來寇は鴉の水に入つて魚を取らんとしたやうなものであつたから、失敗に歸したが、世には鴉のみにあらず、又鴉といふものもある、これにあへば魚も甚だ危かるべし、魚の身にては鴉の害を免がるゝ備へを兼ねてなすには若くはないといつて居る。それから海軍の必要を説いて次の如く論じて居ります。

「今に至る迄も兵を談ずるもの、只陸戦のみをいひて海軍におよばず、夫らの人のいふ様は、海戦は無用のものにして、敵たとひ海にありとも、是を陸に引寄て戦ふに利あり、平家を檀の浦にて打滅し、胡元の大兵を退けしも、皆此策に叶へば、海戦は我邦にて無用なりと云、されども予が嘗て學びし

長沼澹齋の講ぜし兵法には、海戦を習はさずしてかなはざる事を辨せり、九州大坂の邊を敵船にて徘徊せば、沿海の諸侯奔走に窮すべきなど、甚だ確論といふべし、海より來る寇には、海戦を以て制せざれば、叶はざる事、かの我邦の海賊を明朝にて、手にあましたるにてもしるべし、たとへば、今外國の賊船か、或は我邦の不頼の海賊など、にても、東海の島に住居して、時々出沒し、佛狼機を以て往來の船舶を打碎き、或は掠奪する事あらば、我邦の船舶を司るもの、もとより卑賤の商賈に役せらるゝ下民のみなれば、海中にかゝる變ある事を傳へ聞ば、誰一人ありて身命をなげうち、難を犯して渡海するものあるべからざれば、忽ち海舶運送の道絶ゆべし、しかるに今御府内萬民の身命を繋ぐ所の食糧資用は、ことごとく

く海船の運送による事なれば、一旦海船運送絶へなば、其動擾せん事はいか斗ならん、かゝる賊徒を征伐せんには、海戦にあらずんばあとふまじ、されば我邦武備の專要とすべきは、海船を訓練するにしくはなし。」

以上の議論は敵に海上權を制せられては忽ち困弊に陥るべき事を頗る明瞭に説破したものであつて、當時にありては頗る卓見といふべきであらう。

次に履軒は「只恐るべきは北地なり、津輕松前の間十里にたらず、蝦夷地三百里を過てソウヤより唐太の間又十里斗、しかれば地續同前にして恐るべきなり」といひ、然るに遂に此の方面よりして來寇せざるものは、幸にして夷地不毛なるによるとし、夷地不毛にして夷人文盲頑愚なるは日本の幸とすと

論じたるが「發藤」に之を駁した條には左の如き事をもいつて居る。

「まづ近き理を以て論すべきは、彼夷地不毛なりといへども、大坂に生るゝ者とても、半は蝦夷地より出産する米穀を食つて成長する事をしらざるなり、其故は上國にて米穀を産する田地の糞培とするもの、おほくは蝦夷地より出産する鱧魚干鰯の類なり、是を以て糞培とせざれば、米穀も豊熟する事あたわざれば、是上國の米穀、半は蝦夷地より出産すといふべし。」

これ奇抜なる説であります。その他履軒が「北風や日本の火よけ蝦夷が島」といふ語を引いて、空地あれば火災延焼せず、

我國も北にチロシヤ等の夷狄ありといへども、三百里不毛の地、越ゆべからず故に北顧の憂なしといへるを辨駁して、それは同じく建て續けた場合でも一樣にはいへぬ、粗造の家屋建てつゞけてある場合には、いづれの風にても火災延焼すべき道理である、制度なき國はこれに同じ、されど制度備はりたらん國は喩へば家居を作るに土藏造にして、覆ふには銅の瓦を以てし、腰瓦までも堅固になすが如きものであつて、而してかゝる家居ならんには、たま／＼過ちて火を失することあるも、多く延焼せず、如何程建て續けたりとも北風の憂あることなかるべしといへるなど、亦面白い説き方といふべきである。

其の外尙ほいろ／＼注意すべき議論、警拔なる見解がありますが、餘り煩はしくなりますから、此の位にいたして置きます。

尤も「發蒙」の説の中には、餘りに奇抜に過ぎて少しく奇僻に走り其の考證論斷、或は牽強附會の嫌なしとせざるものもあるやうではありますが、大體に於て凡俗より一頭地を抽でたるものといつて不可なしと信じます。

此の「邊策發蒙」は只今申した如く正通が羽太正養の命を受けて起草したものとすれば、或は其の中には正養の考へによつて書いた處があるかも知れませぬ、従つて其の議論其の考證、悉く正通の胸中より出たものであるとは言ひ難いと考ふる人があるかも知れぬ、然し通常かやうな場合に於ては、大體の結構及議論考證共に起草者自から立案することであらうと推察されますから、此の書を以てやはり正通の學問、識見を見るべき著述の一と見做して別に差支ないと思ふ。而して

これに基いた彼の「邊策私辨」は從來單に羽太正養の著述と認められて居りましたが、實は正通を以て其の最初の草稿の起草者なりと考へなければならぬと存じます。

正通の著述としては、以上に述べた「造幣策」「邊策發朦」并に「萬木雜稿」の外に、「蝦夷古今變」二卷、「浮寶志」三卷、「長夜餘論」二卷、「天變說」一卷、「弒君辨」二卷、「大福神傳」一卷、「ゆるき物語」初一卷等があるやうである。此等の書名及其の卷數は、「邊策發朦」稿本の末に、雜著目錄として記してあり、又同書の末段には、「外に蝦夷古今變、浮寶志、此書に洩たる事、此二書にくわしく辨す」と書いてある。されども私は未だそれ等の書を見ざる故、如何なるものであるかを茲に申述ぶることが出來ませぬ。

是れより正通の書簡のことを一言致しませう。私の見ました正通の書簡は、僅に四通に過ぎませぬが、それらはいづれも正通の傳記を考ふる上に於て大に參考となるのみならず、兼ねて又様々な事柄について徵證になるものであります。それによつて前に申した如く、中川忠英の藏書に富で居つた事もよくわかる。又一つの手紙には、出羽國山形の城下の百姓一揆の事や、北上川洪水の事などが見えて居ります。今それらの事までも一々申述ぶる暇がありません。然し、次ぎの三つの點に就いては、茲に手紙の文言中、それに關係ある部分を引用して置く事と致しませう。

第一には當時の箱館の有様、第二には敦賀より海路蝦夷地への交通が割合に容易なりし事、第三には江州人が多く蝦夷

地に參つて居つた事、此等の三つの點であります。

當時の箱館につきては正通は享和元年四月二日附、馬場三郎助、同丈助兩人宛の手紙の中に於て、左の如く申して居ります。

「且箱館と申候は、江戸大坂其外諸方船着に而、定芝居等も御座候而、甚繁花之地に而御座候、近江者出店も數十軒御座候、蝦夷地と申候而も、御役人斗も數百人相詰被居候事故、隨分滯義は無御座候、此段御承知可被下候。」

又正通は其の文化元年三月十八日附國許への手紙中に於て箱館について左の如く書いて居る。

「是は江戸より貳百五十里程の道法に而御座候得共、隨分繁昌之地に而、大坂長崎えも通用宜敷、諸國よりの船着に而

御座候、寒國とは申候得共、是迄追々江戸表よりも女子供に至迄引越候而、暮し申儀に御座候へば、随分宜敷地にて御座候、此段母様へも宜被仰上、御案じ無之様奉願候。」

是れ等は當時の箱館の光景を知らんと欲するものには、頗る参考になる事と存じます。

それから第二及第三の點に關しては、前と同じ文化元年三月の手紙の中に左の如き事が見えて居ります。

「此度罷越候箱館と申所は、陸路之里數多キ様には御座候得共、船路に而は、順風次第に而、四五日之中にも、越前敦賀迄着致し候事に御座候、箱館之商人杯も、多くは江州の者に而、柳川八幡杯よりの出店多く御座候間、江戸南部え參り候者之如く、子供よりとして參り居候者多く御座候。」

是れも當時の交通の事を考ふる上、また近江商人が早く北地へ赴いて商賣に従事して居つた事などを徴するに、頗る參考となるやうに考へられます。

以上馬場正通の經歷の大略、其の師友の事等を述べ、其の著書「造幣策」の梗概を叙し、「邊策發朦」と「邊策私辨」との關係に及び、又彼れの手紙に就いて一言致しました。最後に聊か自分の所感を申述べませう。

正通は順境に立つた人ではなく、且不幸早世せるの故を以て、是れといふ事業を遂ぐるに及ばず、名を成すに至らなかつたのであります。併しながら、彼れは經世の志を抱き、時流に一步先んじた考を持ち、夙に邊疆の事、及外國との關係に意を

留めたのである。勿論當時さういふやうな志を抱いた人は、決して一人や二人ではなかつた。此の寛政、享和、文化の頃は、我國に於て新らしい氣運が已に次第に勃興し來り、西洋思想の感化も冥々の中に漸やく波及し、新たなる思想を抱き、新たな見解を立つる人が、だん／＼に出て來つた時であつて、邊疆及外國の事に注意を向けた人も、固より二三にして止まらなかつたのであります。さてそれらの先覺者、それらの憂國の志士の中の或る者、例へば林子平であるとか、本多利明、近藤守重等の如き人々は、其の事蹟が世に喧傳せられて、今でも屢人の話頭に上る事であるが、然し其の事蹟湮滅に歸し、其名既に世に忘れられて居るのも多いやうである。馬場正通の如きも、是れ迄世人より忘れられて居つた先覺者の一人であり

ます。さてそれら名を成すに至らずして忘れられた人々は、果して何等貢獻する所がなかつたかといふに、決してさうではなくて、矢張りそれ〴〵功績があつたといはねばならぬと信じます。彼れ等が夙に時勢の變化に注意し、或は蝦夷の探檢に出掛け、或は外國の事情を研究した其の骨折りは、決して全く徒事には終らなかつたのである。これによつて日本社會の内部に或る思想の潮流が出来、一種の潜勢力が養成せられたのである。後に米艦渡來し、港を開きて世界各國と交通し、歐羅巴文明の感化を大に受くるやうになつた時に、我邦人は外よりの刺戟を茫然として、只受け身になつて感じたといふのではなくて、此方から進んで眞面目に熱心に進んで取るといふ態度を採り、以て今日國運の發展を見るに至りました。

其の斯の如きを致したるは、前から國民が多少づゝ準備して居つたによるのであつて、先覺の士が早く機運を養成して置いたことは、餘程之に與つて力ありしことと思はれます。

蓋し日本最近五十年の發達は、外的要因、即ち外よりの刺戟にのみよると思ふのは穩當でありませぬ、外的要因と共に内的要因が餘程肝要なる働きを爲したと存ぜられます。而して其の内的要因の一として、私は外來文化に對する國民の適當なる感受性を擧げんと欲するものである。適當なる感受性とは外來文化に接觸するや、反撥的に之を拒絶するに非ず、又只受動的に其の強壓を感じずるにもあらずして、二者の間、程よき所を行き、能動的に外來の文化を採取し、而して之を採取するや、適當なる思慮分別を以てして、よく之を同化し、之を

我物にするといふ國民の能力の存在を意味するのである。是れは餘程重要なる事と考へられますが、然らば斯様なる能力、斯様なる國民の性格は如何にして養はれたかといへば、それにはいろ／＼な因由、いろ／＼な事情もありませうが、江戸時代の中頃より以後に於て先覺者が國民をして、向ふ處を知らしめ、自然と其の用意をして置いたといふ事が、餘程關係があるのであります。彼等に對しては、我々は、大に負ふ所あるを認めねばならぬ。殊に志を抱き、それ／＼其の信ずる所を行ひ、冥々の中に機運を作り、頗る寄與する所あつたけれども、名顯はれず、世に知られず、に終つた無名の志士には感謝の念を表するを要すと思ふ。私が馬場正通の經歷及其の著書に興味を感じ、聊か取調べ、又其の結果を茲に述ぶるといふのも、

一つにはかゝる無名の志士、世に忘れられた功勞者の一人として、の彼れを表はさんと欲しての事に外ならぬのであります。

此の研究を兎に角かやうに纏むることを得たるは、馬場三郎助氏、滋賀縣高島郡長鶴飼元吉氏、文學士上原益藏氏、文學士大塚武松氏、土井禮氏等が或は資料を供給せられ、或は有益なる報告を寄せられ、また文學博士三上參次氏、文學博士三宅米吉氏、文學博士三浦周行氏、内藤虎次郎氏、富岡謙藏氏、理學博士小川琢治氏等より有益なる教示及助言に預り、若しくは圖書利用上の便宜を供せられ、文學士濱田耕作氏、高橋萬次郎氏、岩井武俊氏等種々の補助を與へられたるによる。茲に其の由を記して謝意を表す。(明治四十三年六月)

造幣策

(馬場正通遺稿)

蝦夷地通用新錢の儀御尋に付

御答書並圖式

一今度蝦夷地通用の新錢御鑄立可被成与之御主意は、元來彼地は魯西亞滿州等の外國に隣り、殊に西地滿州に隣り候ソウヤカラフト島の夷人は外國の山丹人と交易いたし候筋今に有之候、然共是迄は蝦夷人共金錢通用の儀一向無御座候處、御用地に相成候より已來銚錢ツ之通用計り有之候、尤彼地に罷在候支配人通詞番人其外船方稼方の者に至る迄、もし邦人之内にては前々より金銀の通用もいたし候へ共、蝦夷人は只今とても銚錢のみにて金銀通用は無之候、乍去漸々開け候に隨ひ、錢のみの通用にては不便利之事故、蝦夷人も次第に金銀通用いたし候様にも可相成候、左候得ば西地えも融通いたし、山丹滿州えも洩候儀難計、我

邦之金銀外國え渡り候半事甚御懸念被成候付、一向是迄の錢をも相止め、紙鈔を以通用可爲致与の御評議も有之候處、此儀は差支の儀數多有之候て御用ひ難被成旨の御達、其代りとして銚錢のみを以て一文より十文百文迄三等の新錢を鑄立、形容文字等も新々に製し、是迄通用の銚錢と取替、蝦夷地のみ通用可爲致与の御事之由、御尤之御儀に奉存候。

一紙鈔之儀は甚惡政にして民を苦しめ候事、先哲之確論も多く御座候、蝦夷地に限らず内地にても差支のみ多き事に候、まして蝦夷人は首に掛け腰にも帶びて朝夕海水にひたり候事故、紙鈔御用難被成との御事御尤至極に候、漢土にても鈔を用ひ候は宋元已來の事にて御座候、元來漢土は平常之通用錢のみにて金銀はあまり用ひ不申候、書籍に兼金若干を賜り黄金いか程を用ゆなど、多く見え候得共、是は只今我邦にて大判をば民間に用ひ不申ごとく、只上にて用ひ候のみにて民間平常の通用は錢のみと相見え申候、錢のみ之通用にては不便利に御座候故、夫よりして紙鈔と申物起り申候、唐の憲宗の時の飛錢と申者も此類にて御座候へ共、専ら紙鈔を用ひ候は宋已後の事にて御座候、宋の紹

興年中に邊土に軍有之、其軍中へ糧を送り候に困窮致し候故、紙鈔を造りて夫々の土地にて米を買入、運送の費を省き候、尤其節は商賈とも銅錢の重き物を持歩き候よりは便利なる故、さのみ害にも相成不申候得共、後々は其弊出來諸民困窮の基に相成候、元來彼土は金銀は寡く銅なども甚乏しき地にて、其上亂世のみ打續きて銅錢多く銷亡し、外國え拔候もすくなからず、今我邦に唐已來のものにあらす他國にも多くぬけ可申候、國用に乏しく相成、無據鈔を用ひ候、明の太祖洪武年中にも専ら鈔を用ひて民間に銅錢を使ひ候事を嚴しく禁せられて、委しくは大明會典、太祖實錄等に見ゆ、民甚だ困窮に及び候事有之候、其後は銀を専ら被用候与相見え申候、我邦は素より金銀銅も豊饒の地に候へ共、今に至る迄諸侯の國々にて紙鈔を用ひ候處多く御座候は、皆是用度困窮より起り候儀与相見え申候、是は元來貨財の權を取る者其の人に無之候故、武家与農民は日々に困窮仕、國用に乏しく相成候故、據なくかゝる惡政をも行ひ候事にて御座候、漢土元の代と申は亂世うち續き候後にて、北狄の蒙古より天下を取候代に候得ば、國勢弱く用度に乏しき故、専ら楮幣カネシタを用ひ候、はじめ太祖、太保と云重き官に任せられ候劉秉忠与申者に、

錢与楮幣と何れは可然哉与被尋候に、劉秉忠答へ申候は、錢は陽に用ひ楮カミツダは陰に用ゆ、中華は陽明の區にして沙漠は幽陰の域なれば、我元朝にては楮幣を用ゆべしと申候、是は物に托して辭エヒスを飾り候事にて、實は用度乏しく相成候故にて御座候、是等は誠に裕に云へらす口とやらん申物と相見え候、かゝる人にはせ候は、我邦の蝦夷も北地にて候得ば、紙鈔を用て可然など、可申事勿論に御座候處、紙鈔御用ひ不被成候事一段の儀与奉存候。

一 壹文にて拾文に直り又百文にも直り候錢御鑄立被成候事、是迄我邦にては寶永中に拾文錢を鑄、四文錢は只今も行れ候得共、百文にも直り候錢は無之候、是は金銀の幣多く通用いたし候事故、無之候ても差支之儀無御座候得共、只錢のみの通用にては、多様の錢も無御座候ては、不相成儀と被存候、漢土にても子錢母錢など云名目有て、大小の錢便利に随つて用ひ候事も御座候、唯今にても魯西亞國などにては錢のみの通用に御座候故、其錢の階級品々有之候由。

魯西亞錢略式



右何れも銅錢一錢の二文三文の
數にて換る也、

圖のごとく種々の階級有之候て、其程に随ひ用ひ候事のよし、我邦の小判、一分、二朱などの金銀幣品々有之候与同般にて御座候、蝦夷地にても錢計の通用

に可相成儀に候は、十文百文の錢は勿論の事、次第に人事も開け候に隨つては、遠路持歩き候などにも不便利に御座候故、其時に至つては五百文壹貫文などにも直り候錢をも御造り不被成候ては不相成義与奉存候。

一 銚鐵のみを以て爲御鑄立被成候儀は、假令外國え渡り候ても不苦との思召御尤には御座候得共、銚鐵の錢は甚だ卑劣なる物に御座候間、可相成は上好の銅を以て御造り被成度儀に御座候、元來錢を鑄候は重き儀にて容易ならざる事に御座候、其故は輕重の品に隨つて、米穀貨財などの貴賤のつり合にて、民の煩ひと相成候事も多く御座候、惡錢は造り候費も輕く候故、偽造の姦も多く、且下民も自然と是を賤しめ候て、國家の重幣の瓦石に類し候半は、誠に歎かはしき儀に御座候、中古已來世上一統奢侈に長じ、國用乏しく相成候故、鑄立候錢次第にあしく相成、いにしへ上好の銅を以て製し候錢、漸々銷亡し候事さへも、心ある人は歎き候事に御座候處、銚鐵のみの惡錢を鑄て後世に残し候半は、徳化の御障りにも相當り候半哉、乍恐奉存候、然共上好の銅を以て造り候は、外國え洩候故障も可有御座候得共、此儀は金銀は格別、銅に於ては外國え洩候迎も、

苦ケ間敷儀与奉存候、見在只今長崎に於て外國との交易には、専ら銅を御渡被成候、其定額は、大抵年々唐船え百萬斤、阿蘭陀え八十萬斤、其外朝鮮などへ御渡に相成候を合候へば、二百萬斤に近き高に御座候哉の趣粗承り候。

外國交易に銅を渡し候弊は、先哲の歎息いたし候事に御座候、白石先生の外國交易已來渡し候銅の數を算に入られ候ひしは、夥敷事にて御座候、夫より後も或人の積られ候數有之候が、是又莫太の事に御座候、外國交易の弊は、兼好法師之徒然草にも見え申候、確論の様に相見え候、其外近世の人々の議論も、的當成事まゝ御座候。

其上當時は銅鑛より金銀をぬきて吹立候事を存じ不申候故、此等の銅悉く可出金銀をも取らずして、其儘銅に仕り候得ば、外國え渡り候は銅のみにあらざる様に奉存候、然ば蝦夷地の銅錢假令外國えもれ候迎も、是に按らへ候得ば、誠に九牛の一毛にも及び申間敷候間、此御懸念は決して有間敷儀与奉存候、乍併當時銅の出候所は、羽州秋田永松、奥州南部、豫州立川備中吉岡等、諸國に多く御座候得共、兎角近年出方減少仕、乏しく相成候様に承り候、此儀は吹立方にも疎

く、山元の入費も多く、其上御買上の直段は賤く御座候故、次第に乏しく相成候道理与相見え候、右之趣に候故、唯今銅錢御鑄立被成候半には、彼是故障之儀可有之候得ば、無據先暫く銚鐵を御用ひ被成候哉与奉存候。

一銚鐵にて御鑄立被成候には、入費も寡く、十文錢は二三文、百文錢は四五文程にて出來可致候得共、左候ては後世偽造の弊、有之候て、制しがなく候間、やはり十文錢には十文、百文錢に百文程の費を以て御造り被成候て、後世偽造の弊を御斷可被成与の御事御尤至極奉存候、兎角中古の鑄錢は用度の乏しきに隨つて入費少き惡錢を製し、利得を 上え御占^し被成候様に奉存候、寶永年中の十文錢なども、下品の銅に鉛錫を交へ造り候事故、至て賤しく偽造の好も多く、且不便利に御座候故、程なく廢^スし候儀と奉存候、然ば今度の鑄錢は兼て好を禦ぐの良計、誠に御仁慈の第二、難有思召与奉存候。

一右の思召にて、十文錢は十文、百文錢は百文の費を以て、御造り可被成候得共、銚鐵の儀故價賤く、左程の費掛り不申、目形を多く掛け候ては持扱ひ不便利に御座候故、模様之細工を精密に可被成思召候得共、銚鐵には彫物もいたし難く候

事にて、是迎も難被成候、鑄物にては模様いか程有之候迎も、始の範かたには少々費も懸り可申候得共、既に錢出來の上にては範無之候ても出來致し候事故、偽造を禦ぐ爲には難相成候、其故は錢を鑄候には性よき土をよくならし候て、其上え錢を押まわり、又形のごとく押候を上より合せ候て小口に穴を開き、未より銅を流し候得ば、連綿としたる鑄出來候を、一々切て磨ぎ候へば、幾千にても容易に出來住候、姦猾の徒の偽錢を造り候仕方皆如斯に御座候由承り及申候往古足利家の末に南部秋田等に此類多く御座候由、元來奥羽の土民は質朴にして利に疎く候得共、南買の輩はことごとく中國の人にして姦猾の者多く御座候故、彼輩銅の多く出候深山に入て小屋をしつらひ、數日は居て、形のごとくいたして數多偽錢を鑄出して莫太の利を占候ひし由、尤新鑄は色替り候て紛ふべくも無御座候得共、是も又大桶に水をたゞへ、底に赤土を入候て、其中え漬置候得ば、新錢の色變して尋常の錢に相替り不申假令國主此事を知候ても、錢の多く出來候は國の賑ひにも相成候事故、其儘に拾置五六十日も經て後捕手を遣す處に、其捕手人數を率ひて姦民の籠り候山下にいたり、先兩三日も

滯留致し、其内に姦民共は小家を焼はらひて山傳ひに逃去り候ひし由、今に申傳へ候、今とても姦民は世に多きものに御座候得ば、是を禦く事第一之儀与奉存候。

一右のごとくにて模様を精密にいたし候儀も難出來候は、細工人の費をかけた磨きをよくいたさば姦詐の弊を受まじと申儀も御座候得共、是又難相成儀に御座候、其故は蝦夷人の風俗は前書にも御座候通、首に掛、腰に帯びて、常に海水に浸り候事故、假令いか様に磨き候とても、忽ちさび候て、眞偽辨じがたく相成候得ば、是又其効し無之儀と奉存候、所詮銚鐵を以ては十文百文の錢鑄立候事は難相成儀与奉存候、假令一旦は御威光にて通用も可仕候へ共、後々其弊多く御座候て、諸民難儀可仕事目前にて御座候、彼寶永年中御鑄立被成候十文錢纒の間にて廢り候にても御勘辨可被成候、逆も銚鐵を以て御造り被成候十文百文の錢、永久通用の儀は決て難相成事与乍恐奉存候。

一國寶永久の爲を思召候に、銚鐵錢御鑄立被成候は、返々も歎ケ敷御事にて、其害寡からず奉存候、第一銚鐵にては其位も賤しく候間、人是を尊び不申、自然与蔑

に仕、棄り候事も多く、其上かけ損じ易く、暫く蓄^{タカフ}へ置候得ば朽腐いたし候て離れがたき杯、彼是種々の害多く候間、何分にも上好之銅を以て爲御鑄立被成候にしくは無御座候、凡古物の世に傳り候物は、錢ほど久しく存するは無御座候、周の景王の時に被鑄候大錢、文に寶貨の二字を居候は、二千一百餘年を経て今の世まで傳り候、其外漢唐の錢、世に多く傳り候は、是皆上好の銅を用ひたる故にて候、然ば今度の錢も何卒銅を用ひ度ものに御座候得共、前條に申上候通、諸國の銅山出方も少く、費も莫^タ太に候て、一體乏しく相成候へば、定て故障可有御座候、乍去是には外に致方も可有御座候儀与奉存候。

一 只今蝦夷地にて銅錢を鑄立候半に於ては、内地の銅を用ひ不申候て、蝦夷地に有之候銅を掘出し用ひ候は、便宜成儀与奉存候、箱館近在其外シベツ山の奥、クナシリ、エトロフ、ウルツフ島等にも銅出候地有之候由、尤穿鑿いたし候は、廣大の土地の事故、此外にも上好の銅出候名山、いか程も可有御座候、併只今のごとき銅の製し方にては、費のみ多く、其上出べき金銀をも其儘に銅となし候は惜むべき事にて御座候、先當時の製し方を承り候に、掘出し候鑛^{マイロ}を、山燒^炭に

て吹立フキタテいたし候事三十日餘にして、あら石をさり、其外素吹眞吹掉銅にいなし候迄は、莫太の費にて御座候、夫にて御買上直段は凡百斤拵六貫目に付三兩貳歩程にて御座候間、費に引足不申候故、自然与出方寡く相成候理りに御座候、今新規の製し方は、山焼と申事も不仕、掘出し候鑛イロを石の白にてつき碎き細末に仕候、此儀も水車を仕かけて用ひ候得ば、大に人工を省き可申候、扱小川の流れを五十間程もよくしつらひて、是え右の碎き候鑛を流し、熊手のごときものに川上えかきあげ候得ば、あら石は川下えながれ、銅砂は水上え引上候て、是を取あげ、水物といふものにいたし吹立候得ば、銅の中に御座候金銀を抜取候仕方も御座候、右吹立方の儀は、文面にては難申上候、ケ様に仕候は、い費を省き候て、上好の銅を取り候のみにあらず、金銀迄も吹出シ候間、此上彼地繁昌につきては、金銀の鑛を鑛出し候迎も難き儀には無御座候。

一 蝦夷地に於て銅山御起し被成候事は、随分可相成儀に御座候得共、只今の勢ひにては素人ソロの氣請も悪く、誰壹人蹈込懸り候者も無御座、且右の通製し方十分費を省き候迎も、新たに起し候事故、彼是費多く懸り可申候、左候得は容易に難

相成筋も可有御座候間、此後彼地の用度潤澤に相成候上ならでは行届き申間敷奉存候、且其懸りの役人利欲に穢れ候ては、出べき物も減じ候事有之候間、清廉の役人を御撰み被成候て是を司らしめ、時の勢に乗じ候て開き候にて無之候得ば、成就難仕事にて御座候、兎角其人^ト其時与に有之事与奉存候。

一蝦夷地は元來寒地に候故、陶器なども極寒に至り氷り候得ば、破損し候故用ひがたく、桶などを結び候竹^{キボク}とても無御座、人事の用に闕候儀多く有之候得ば、銅山御起立之上は、右の銅を以て器物を造りて陶器の代りに用ひ、桶のたがなどの類にも専ら用ひ申候は、永久の用度にて可有御座候、御用地に相成候已來は、日用之調度も段々渡り、烟管なども多く被遣候故、行渡り可申候得共、是迄は至て寡く御座候故、蝦夷人のセレンボと申烟管は不殘木にて造り申候、素より烟草は至て好み候故、一兩日に火皿忽ち焼こげ申候、かゝる卑陋の者共え、日用の調度を製しあてがひ、人の人たらん様にも御導き被成候宇は、誠に廣太の御仁徳と相成べき儀に候得ば、鑄錢の用のみにも無御座候、右之通種々要用にも相成候事故、何卒銅山は御開き被成度儀与奉存候。

一銅山御開き被成候上、其銅を以て新錢御鑄立被成候通も、五文拾文程之錢は格別五拾文百文にも至り候ては六ヶ敷御座候間、所詮五百文壹貫文等の錢は出來難仕儀に御座候、且秋田南部等の銅山多き場所え、姦民多く入込居候得ば、例のごとく偽造を生じ候事必定にて、中々禦きがたく御座候間、所詮五拾文百文已上の錢は實正之金銀を以て鑄立不申候ては、永久之國寶には難相成奉存候、此儀も前條申上候通、吹立方によつて銅より金銀をも拔取り候事故、随分無差支出來可仕儀与奉存候。

一銅錢は勿論金銀錢をも鑄出し候事、随分可相成儀に御座候得共、左候は、例の外國え洩候故障必定可有御座候、乍去是は内地の金銀銅を以て鑄立候とは違ひ、蝦夷地に出産仕候銅より拔取候金銀の事故、假令外國へ洩候通も害とも相成間敷奉存候、前條に申上候長崎交易には、金銀をも拔取不申候銅を、年々貳百萬斤程も御渡被成候、是とても故障無之儀御勘辨可被成候、且滿州は格別、魯西亞國は金銀豐饒の國にて、前條に有之候通、金銀錢常に通用之處にて御座候得ば、只今にも交易被仰出候は、金銀其外の産物を以て、我邦に年々生じ候米

穀と交易仕候半事必定に御座候、然處纒之金銀外國え洩候事御厭被成候は、御懸念過候儀と乍恐奉存候、其上ウルツフ島は只今餘り御手入も無御座、魯西亞人のみ年々參り候て、産業仕候様子に承り候、此島西浦タプケワタラと中處は屈竟の金山にて御座候由、此等は中々纒に洩候金銀錢などの沙汰にては無御座候、右等の儀は私體愚鈍の者にも明白に相分り候事故、畢竟外國え洩候与の御故障は、別に御主意有之候儀と乍恐奉察候。

一元來金銀錢の外國え洩候半事を御懸念被成、蝦夷地へ金銀御渡し被成間敷与の儀は、彼元之劉秉忠が元朝にては楮幣を用ひ可然与申候と同般の論にて、畢竟ケ様の事に托して御渡し相成間敷爲迄之儀にて、内實は用度乏しく相成候より起り候儀と乍恐奉存候、只今にても兎角金銀融通惡敷儀に御座候へば、此上蝦夷地之ごとき廣太の土地開け候に随ひ、金銀多く渡り候は、彌以内地の金銀拂底に可相成候間、此儀を兼て御懸念被成候儀与奉察候、彌右之趣に御座候は、所詮蝦夷地限り通用之幣無御座候ては不相叶勢ひにて御座候、然ればとて紙鈔通用は御用ひ難被成候上は、新錢の外仕方も有御座間敷候、此儀も錢

計之通用にては、五百文壹貫文等の錢無御座候ては、後々差支之儀多く可有御座候、右等之錢は所詮實正之金銀を以御鑄立不被成候ては、永久の國寶には難相成候、其金銀は彼地にて採之御鑄立被成候に於ては、内地金銀之障りにも相成不申、外國え洩候御故障も有御座間敷儀与奉存候。

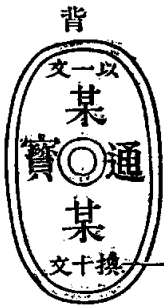
右之趣御尋に付荒増御答申上候、誠に菟蕘之言をも御取用ひ可被成与之大度之思召を以御尋の儀に付、恐れを願す、右體の儀申上候事に御座候已上。

亥
八月

新錢式



錢の圓にして孔の考なるは天圓地方と云に象るといへり、然れ共明末よりして天圓地亦圓の説を正とす、天經或問に委ク論ス、且我邦はいにしへより此説有、日本書紀神代卷に天地渾沌、ワタニツク雞卵とあれば、今竊に是に象りて圖のごとく孔も亦圓かるべし、加之貫にさすにも便利なるべし。

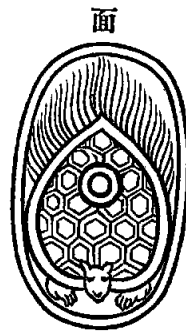


此小字計篆書を用ひ候て可然候哉



錢の文字有方は裏にして、文字なき方おもて也、錢も陰にしるし有、其外都て器物の銘も必ず底に記し候と同義なり、今是を改めて裏を示すには無御座

候得共、如圖模様を置候時は、模様の方をおもてとし文字の方をうらとなし候て可然候哉。



右模様は馬と龜を用ひ候は、漢の武帝の時白金と云幣三等を造り候に、龍馬龜の文を用ひ候、其説に云、天用莫如龍、註易經を引て、行天莫如龍と、地用莫如馬、註易經を引て、行地莫如馬と、人用莫如龜、註禮記を引て、諸侯以龜爲寶、

右三品の文御座候得共、龍は天子の御物に専ら用ひ候物に御座候間、是を置て其外の品を用ひ候て可然与奉存候、夷人の目を悦ばしめ候爲之模様には、ケ様之儀にて宜く可有御座候。

一 蝦夷通寶

此文字御居被成候得ば、急与蝦夷地に限り候得共、國寶の錢え夷の字御用被成候事、快く不思召旨御尤に奉存候、且蝦夷人共は自ら稱してはアイノと申候て、此方よりもアイノと呼候へば快く受候得共、蝦夷エゾと呼候時は何か賤しめ候様に相心得候風俗にて御座候、然る處今此文字を置候時は蝦夷人は文字は不存候共、此方の人より蝦夷通寶と唱候は、始終忌候基にも可相成哉与奉存候、尤纒の儀に候得共、氣請に拘り候は、不好事に御座候。

一 柔遠通寶

柔遠の字は書經舜典に柔遠能クヌ邇ナと有之候、註に柔は安也と有て、遠き國をやすんずると申儀、又柔は寬而撫之也とも御座候て、ヤハラグルと申儀も御座候、尤此方より遠きを柔んずると申時は可然候へ共、蝦夷地通用の錢に遠と申字有之候ては、當らざる様にも相聞え候得共、上之御徳化の遠きまでも及ぼしたると申儀に取候は、可然哉与奉存候。

一 綏撫通寶

綏撫の字はヤスンジナルと訓し候て、古來夷狄の事に多く用ひ候、後漢順帝の時に武陵の太守上書して蠻夷をも漢人のごとく阻賦チンノを増んと申上候に、時の人々皆是に同じ候處に、尙書令の虞詡といふ者、ひとり奏して曰、

古しへの聖王といへども異俗を臣とし給はざるは、徳の及ぼす事あたはず、威の加ふ事あたはざるにはあらず、其獸心貪婪カシラシにして、率へるに禮を以てし難きを知り給へばなり、是故羈縻キモシ而綏撫スス之と申し事も御座候、羈はホダシと訓し候て馬のヲモヅラの事、縻はツナグと申儀にて候、是はヲモヅラをかけて繋ぎ置までにて、常に乘て責る事なしと、馬によるへて夷狄を御し候道を説候もの也、此等の文字も可然哉と奉存候。

一日高通寶　いにしへ東夷之中有日高見國、杯いひて蝦夷國の一名とす、神名帳に桃生郡日高見神社とあるを見候得ば、今の奥州桃生郡のあたりにて可有之候得共、又日本書紀に景行天皇四十年日本武尊日高見國を征伐し給ふ時、船にて上總より轉マユルじて陸奥國に入り、葦浦を廻りて横に玉浦を渡り、竹水門タケミカドに至りて蝦夷の賊首降参クマシしたりといふ事有之候得共、葦浦玉浦竹水門等の地名、今何の地といふ事を考へ得ざれば、某の地をさして日高見國といひしやらん、知得がたし、只蝦夷國の異稱となして可然候、夫日輪を尊崇いたし候事は、我邦古來よりの風俗ナラハセにして下民の愚埃なる者迄もよく知り候て、朝ごとに東方

に向つて拜をなし候事、杯質朴なる土民には今に多く御座候、然ば今錢の文に日の字を置候は、苟且カクシにも蔑にする事なく、自然と尊信する故に、國寶永久の爲にも相成可申哉、与奉存候、何れ是等の内にて御撰被成可然奉存候。

右新錢之式並文字等御尋に付申上候已上。

亥
八月